

# 時の楔通信

第 $\wedge$ 2 $\vee$ 号

一九八〇・十一

## 〔序〕 (空間性移動の波の中で)

この号は第 $\wedge$ 2 $\vee$ 号ではなく $\wedge$ 1+ $\vee$ 号とでもいうべき号数であると感  
じている。その理由を自問するように追求すると、この号には第 $\wedge$ 1 $\vee$ 号ま  
でに予告したテーマ群、第 $\wedge$ 1 $\vee$ 号以降に展開されているテーマ群の総体を  
包括したいと計画していたが、その基軸の一部である $\wedge$ 神戸 $\vee$ 地裁の(一)  
公判についての記録だけで殆んど予定紙数が占拠されてしまい、不可欠な  
他の記録が(第II部と第III部で素描の素描という位相で一瞬その姿をかいま  
みせてはいるもの)不可視の領域で渦巻いているからである。

また $\wedge$ 神戸 $\vee$ 地裁の(一)公判の記録を作成し刊行することは、それ自体  
が一つの闘争であり、年内におこなわれる次回公判への提出へ応用は決定的  
に重要な戦略的意味をもっている。

従って、いま第 $\wedge$ 2 $\vee$ 号をこの形で刊行するとしても、第 $\wedge$ 1 $\vee$ 号からの  
直線的延長としてでなく、いまこの形で刊行することの表現へ存在責任を深  
く引きしぼり、不可欠 $\parallel$ 不可視の領域へ星雲のように(次)号をふくむ $\wedge$ 矢 $\vee$

を放って行く前提としてであることをのべておきたい。

時の楔通信の掲載内容や刊行のリズムは、権力の設定する公判の場や日付  
に契機として規定されている面が強いけれども、私たちがたえず思いをひそ  
めているのは、たんなる資料の掲載でも、権力との闘争だけでもなく(一)  
(公判) 過程や、この通信の出現を必然化させている世界史性のリズムを対  
象化し、かつ創出して行くことである。契機としての場や日付にかかわりな  
く、どの $\wedge$ 1 $\vee$ 行にも恒常的原論や方法がこめられており、それぞれの断片  
的な $\wedge$ 芽 $\vee$ は必ず爆発的に花開くであろうことを共闘者の(あなた)は確信  
してもらってよい。

この号の構成は次の通りである。

- I.  $\wedge$ 神戸 $\vee$ 地裁の(一)公判過程……………2
- II. (無)数の(一)公判過程の $\wedge$ 1 $\vee$ 部……………36
- III. その他の(一)過程断片……………44

一九八〇年十一月二三日)

時の楔通信 $\parallel$ 編集発行委員会

(連絡先の $\wedge$ 1 $\vee$ つ $\parallel$ 神戸市灘区赤松町1-1(松下 昇 $\vee$ 未字))

## I. $\wedge$ 神戸 $\vee$ 地裁の

### 〔一〕公判過程

\*一九七九年十二月七日

#### 〔一〕公判記録〔抄〕

被告人側申請の最初の証人としての戸田・元神戸大学学長の証言  
が、いよいよ開始された。

主尋問

〔…〕

弁護人(河原) — 神戸大学に〔…〕勤務したことがありますか。

証人(戸田) — はい、昭和二年からで、〔…〕四三年二月以

後、学長事務取扱になり〔…〕四六年一月、正式に学長になり、

五〇年一月までやりました。現在は大阪学院大学教授です。

〔…〕

弁 — 松下氏をはじめ知ったのはいつですか。

証 — 四三年二月中旬頃で、学外で評議会を開いていた時そこへ

教養部の先生方が来て話をしたいとのこと、そこへ松下先生も

来ました。〔…〕(註 — この段階では教養部教授会は、学生と

の団交を拒否し続ける評議会を批判し、団交に応じるようにと、

$\wedge$ 団交 $\vee$ しに行っていたのである。松下は、ある気恥かしさを感じ  
ながら、ついて行き、だまって傍観していたにすぎないが、そ

の場で松下の姿を印象深く目撃した証人の眼力は、すてたもので  
はない。)

〔…〕

弁 — (その後四四年に入って実現した) 団交における学生の要求  
事項は何でしたか。

証 — (…)(二月(一日)の団交では評議会は〔…〕学生との申合  
せを白紙撤回しようとしている〔…〕か否かの討論に終わりました。

(註 — 寮問題についての自治会との確認を白紙撤回する審議経  
過をメモした紙片がS・四三・十一・五の評議会におしかけた学  
生の手にわたり、評議会はメモの内容を否定しつつも、テープ公  
開を強く拒否し、のちにやむをえず、修正? したテープを公開  
して学生の追求を逃れようとし、ギマンを増幅させた。)

〔…〕

弁 — (議事録テープ問題以降、大学のさまざまな矛盾、制約が追  
求されはじめ) それで改革案が出来たのですか。

証 — (…)(四四年三月以降に委員会を作り(改革案が) 沢山でき  
ました。一〇問題位と思います。

弁 — 例えばどういう問題ですか。

証 — 寮問題、団交拒否権の問題、教学(カリキュラム) 問題、大  
学院問題、大学の管理機関についての問題等です。

弁 — 団交拒否権とは何ですか。

証 — 団交要求があっても拒否できる権利です。(註 — 笑いを通  
りこして、怖くなるほどの誤り、無意識的偽証である。本来、  
学生の団交権、拒否権の双方を基本的に認めるという議案が、そ  
の逆に抑圧する口実として作文されていたのかもしれない、現実に

そのように機能していることからすると、この証言は、ある意味で正確だともいえる。

(…)

弁——実際に改革案に沿ったものができましたか。

証——学長選考については実行しました。その他については実行方法を検討中に私は離れました。(註——封鎖解除を目的として、四四年七月一二日に戸田個人が主催した全学集会では、改革案を直ちに実現する討議のために封鎖を解除しよう、と提案していた。)

(…)

弁——(全学集会の場所は)機動隊の演習地だったのですか。

証——そんなことは知りませんでした。後からそのことは聞きました。(註——学内で全学集会をおこない、機動隊を入れるのは反発が多くて、やりにくかった、という本音も、その後の証言から明らかになった。)

(…)

弁——(権力を最大限に利用しての)正常化に反対する松下 昇氏に対し、神戸大学は懲戒免職処分をしましたね。

証——はい。

(…)

弁——(松下処分の際に、反論の機会がなく、形式上の口頭陳述が非公開であったことに関連して)昭和二五年に小松氏を処分した時は、八〇〇人位が参加し四回公開審理が行われたことは知っていますか。

証——それは知りません。(註——その後の追求で資料は検討していたと白状した。)

(…)

弁——(松下処分の)動機、背景、思想は十分にきいたのですか。

証——(…)動機を追求して行くと思想問題になりますし、思想によって処罰することは重大なことであるので、さげました。

(…)

弁——懲戒免職という、いわば死刑に当る事柄について動機を追求しないのは意外ですが。(裁判官たちは、緊張して証人を注目)証——(興奮して)免職と死刑はちがいます。(…)動機さえよければ何をしてもよいということは許されることはありません。

(ここで予定時間がすぎて、次回に続行となった。閉廷後、証人は、一種の礼節を尊重してか被告人の方へ歩みより、「その後、お元気ですか? お子さんも、大きくなられたでしょう。」と問いかけ、被告人が、「残念ですが、一九七六年四月九日に、長男の未字が、困難な状況の中で世を去りました。」と答えると、数瞬、絶句してから、処分した時には、そこまで思い至らなかった、と謝罪して去って行った。)

## \*一九八〇年二月一日

### 〔公判記録〔抄〕〕

(前回の公判直後の十二月十一日に、被告人側は、今後の証人の

証言を大学当局の所持する文書を提出させつつ、いいのがれしえない関係性で証言させるために、文書提出命令の申立をおこなった。

一、改革案。二、神戸大学速報。三、教養部広報。四、評議会議事録のうち、とくに授業再開、処分、逮捕に関するものを要請している。裁判所は、一、二、三についての提出命令決定を出したが、四は除外した。神戸大学は一月二九日に提出し、被告人側は謄写し、応用の準備をととのえた。希望者は回覧可能。)

主尋問(続き)

弁護人(河原)——(処分理由十二項目について質問するが、証人は、処分説明書の水準以下の断片的な応答しかできない。)

(…)一月八日の「く」の字形の件を告訴しましたか。

証人(戸田)——教養部長から告訴したいと要請があり、それが七月で、私は支持しました。(…) (学長としての告訴は)今の件だけだと思います。(註——上原ら学生についても告訴している。)

(…)

弁——黒岩処分(註——昭和三五年頃に、「天チャン」と発音したバーのホステスをなぐったとして戒告処分をうけた。)の時、所属の教養部教授会で、どんな処分にするかとの結論を出し、それが評議会で追認されたこと(註——当時は、学部自治のため前が強調されていた。)を覚えていますか。

証——その頃のことは私は知りません。(…) (松下処分については)懲戒の内容についてまで教授会としての結論は出ていません。被告人(松下)——(…)速報や広報に誤りがある場合は、どこへ申し出ればよいのですか。

証——教養部広報は教養部長、速報は学長です。

(…)

被——評議会規程との関連で、告訴、機動隊導入、授業再開はどのように審議の対象になりますか。

証——告訴については(…)評議会の決定を仰いでいません。機動隊を呼ぶ点については(…)承認を得ることもありますが、学長(事務取扱)の所管事項だと考えます。(授業の再開については)対象になります。

(…)

被——(昭和四五年五月一八日に松下が教養部構内で逮捕令状を執行されたことに関して)新聞記事によると、証人は、あらかじめ了承を与えていたということですが。

証——教養部長から私に連絡があり、了解を与えました。(…) (容疑事実が全て、学内の事件であることとの重大性を指摘され)はっきり記憶ありません。

被——その一年前の三月一日の事件についての警察の現場検証の時には抗議声明をしましたか。(註——六九年四・二八沖繩闘争の前に出された、文部省からの告訴や警察との協力を指示する通達をも批判している。速報十三号参照。)

証——しました。

被——検証以上に強硬な逮捕令状の執行については、なぜ了承したのですか。

(…)

証——教養部長からのやむを得ないとの状況判断なので私はそれを支持しました。(註——判断の根拠の変化に責任をとろうとしな

い。さらに、逮捕令状は教職員の供述により出され、松下を逮捕させて処分を強行しようとした当時の権力との一体化構造に口をとざしている。)

〔…〕

被—(四五年七月六日に松下処分が評議会の議題になったのと同じ時に「く」の字形の告訴がおこなわれたことに關して)〔…〕評議会への対応を松下が準備しなければならぬ段階で告訴がなされるならば、松下が捜査の対象になり、逮捕し起訴される可能性があることを想定されましたか。

証—そんな事はありませんと考えていました。(註—あまり、あっさりと言ってしまうので、ガクッとする位である。)

〔…〕

被—処分審査説明書は七月一三日から二七日の間に作成されていますが、どんな資料と方法で可能だったのですか。

証—教養部からの資料にもとづいてです。

〔…〕

被—資料の一つ一つについて松下本人の意見をきき、問答することはありましたか。

証—いいえ、そんなことはなかったです。(考えてもいなかったという表情)

〔…〕

被—大学の管理機関として責任ある〔…〕公平な立場で調査しなおすことはしたのですか。

証—公平な立場というのは、人の判断によってちがうと思います。原点にかえっての確認はしていません。〔…〕

被—教養部からの資料は、教授会の決定として確認されずに評議会へ出されているはずだが、〔…〕当時の教授会・評議会の議事録を調べれば、その点は判りますね。

証—はい。(註—この「はい」は、文書提出命令を出させていく上で、無意識の共闘の一つになって行く。)

〔…〕

被—(全学集會に参加するな、と声明文を配布した教官有志との関連で)処分理由の一つとされている(四四年三月の)入試に際してのビラ配布だけがなせ処分理由になるのですか。

証—やめてほしいと(戸田から)伝えたのに、やめなかったから命令違反になります。

〔…〕

被—〔…〕入試会場の責任者で文学部長の清水正徳氏が松下の揭示を了承していたことを知っていますか。

証—知りません。(註—評議員として松下の処分に反対した清水氏に対して反感を持っているらしい。一方、清水氏に対して、

その後、被告人から証人になってほしいと提起したところ、「あなたの行動は思想的によく判らないし、自分は(酒をのみすぎで)病氣だから」という拒否の返事がきた。松下からは、「よく判らない所をこそ、あなたの哲学との関連で法廷に限定しなくてもよいから語ってほしい」と返信したが、「病氣がなおって、気がむいたら」とのことであった。ここにすでに、かれの哲学の限界と病氣が八証言Vされてもいるのだが〔…〕)

〔…〕

被—松下の揭示と姿を目撃した当日の受験生、上原孝仁が、この日の印象を媒介して闘争に参加し、現在、この法廷で裁判をうけ

ていることを〔…〕(註—いいかけている途中に、検査官が異議を申し立て、裁判官は質問を禁止した。)

〔…〕

被—(四四年九月一日の公訴事実にくれつ)検査側は、授業再開についての評議会決定があったという立証をまだしていないのですが〔…〕(検査官は、しかられた犬のようになだれている。)

証—(記録をみないと)何ともいえません。(註—これも前述と同じ共闘になってくる。)

〔…〕

被—(四五年四月八日の事件の前史として)三月に結成された松下問題調査委員会の結成の意図は処分を目的としないと条件づけられていたのではありませんか。

証—知りません。

被—教養部長の報告と、教授会の審議の経過の実態に、ズレがあるのではないのですか。

証—〔…〕くいちがいがあろうことはわかります。

被—重要な事実の場合には、その議事録を調べる必要がありますね。

証—それはそう思います。(註—同前)

〔…〕

被—(検査官の昭和五〇年二月二日付の冒頭陳述にふれて)

「B—〇九は仮処分で立入禁止にされていた」、  
「松下は研究室の仮処分に異議を申し立てることなく」とありますが、〔…〕

証—それぞれ誤りです。〔…〕(検査官たちは、先任者のズサンさぶりに苦笑するのみ)

〔…〕

証言終了後、裁判長は前年三月二八日付の検査官の証提調請求書

(註—時の楔通信第八〇号V十三ページ参照。有本証言の解体を挽回するために、事件直後の供述調書を提出しようとするもの)

について判断を下し、検査官の作成した対比リスト五個のうち、四番目までの全体の状況、経過の部分は却下(註—検査官は一応

異議をのべたが却下)し、五番目の「松下も一しよに落書をしていた」という部分だけを採用した。被告人からは、この時点より前に

△異議Vの準備をおこない、検査官の引用する判例、最高裁二七・四・九刑集六巻四号五八四頁、なるものが、本件とは逆に、証言拒

否により反対尋問できない場合のことであることを調査していた。そして一九八〇・一・二二(付意見(書))で、検査側の論点を全

て粉碎し、有本証人は過去の強いられた不正確な証言を拒否し、真の記憶のための条件をつくり出しはじめていることを立証した。

(重要なことであるが、この被告人の表現は、一・二二上原公判に出廷した一〇三被告団々に提出が委託され、この公判で退廷させ

られつつも(証言)を開始した(山本美恵)により裁判所へ送られている。)

また、前記一・二二公判では宮田供述調書の採用(五月三日の会通信第二四号二四ページ参照)が最終的に却下(検査官の異議は棄却)されているが、これは、数年前から展開してきた私

ちの批判が影響を与えた成果であるといえる。

＊一九八〇年二月二十六日

〔公判記録〔抄〕〕

〔前回公判で神戸大学が評議会議事録を出さない限り、十分な立証ができないことが明らかになり、弁護人・被告人から教授会議事録をふくむ提出命令を強く要請したので、裁判所は二月二二日付で、第二次の提出命令の決定を

一、評議会議事録のうち

(一) 全学集会の前後にまたがる授業再開に関するもの。

(二) 松下処分に関して提出された調査委員会の証拠資料。

(三) 松下処分の審査に関するもの。(テープを含む。)

二、処分説明書の写し。

について出した。しかし、神戸大学は、公判期日までに提出しなかった。

第三回の戸田証言が開始される時、検察官が、メモをとろうとする傍聴席の野村修氏にメモ禁止の命令を出すように申し立てた。被告人はこれを逆用し、被告人は質問中はメモをとれないし、今後の訴訟準備に必要であるからメモをとる人が必要であると主張し、裁判官は合議の上、しぶしぶ認め、検察官の異議申立を棄却した。この成果は、その後も応用され続けている。

主尋問(続き)

被告人(松下) — 前回公判で団交権、拒否権について証言されたのですが、神戸大速報七〇号の証人の見解と矛盾しませんか。

被 — 松下研究室への立入禁止仮処分申請をおこなったのは、いつですか。

証 — (四五・十・十六の免職処分後) 仮処分の話は出ていたが、私は押えていました。やむをえないと判断して申請したのは翌年四月と思います。

被 — 研究室内部のいろいろの物を留置したことはありますか。

証 — ありました。(註 — 現在も、留学中の教官の研究室を転々とへ巡礼している。)

被 — それらの物品の中に処分説明書が含まれていましたか。

証 — (問題の重要性に、あわてて) 記憶ありません。(註 — 処分説明書を松下に手渡さず、たとえ気付かないにせよへ留置して置けることが明らかになれば、処分は、法的にも未完了になっ  
てしまう。)

〔…〕

被 — 昭和四七年二月十五日の事件当時、学生のストの目的に、松  
下処分の再検討は撤回は含まれていましたか。

証 — (教養部では) そんな意志表示をしていたかも知れません。

(註 — 学生のスト目的に、松下処分の再検討は撤回は含まれた  
ことはへない) のであるが、この証言で、無意識的に、処分後の  
学生存在が批判されている。)

〔…〕

証言終了後、裁判長は、検察官が前年五・九に提出していた

松下に関する身上照会回答書(S・五四・三・一四付)

松下に関する前科照会回答書(S・五四・三・二七付。なお、犯

〔…〕  
証人(戸田) — 今みるとそうですが…〔…〕。

〔…〕

被 — 学長任期中に殆んど改革案が実現されていないのはなぜです  
か。

証 — 〔…〕 学生の意見がなく、評議会が単独でやるのは好ましく  
ないと考えたからです。(註 — 学生の側の責任に転化しつつ、  
改革案を口実に封鎖解除、闘争圧殺に利用したことが明らかにな  
っている。)

〔…〕

被 — (松下処分に関して) 神戸大評議会が事実認定をおこなう資  
料はどれ位ありましたか。

証 — 〔…〕 教養部から六〇点以上提出され〔…〕 家に評議員がも  
ち帰って検討しました。(註 — 松下にはみせないまま)

〔…〕

被 — 教養部調査委員会の報告書は何枚位でしたか。(四五・四・  
八の事件に関連)

証 — 一〇〜二〇ページ位でした。

〔…〕

被 — 教授会での審議の経過は、正確に評議会に伝えられています  
か。

証 — 議事録の提出を求めたことはありません。〔…〕 評議員から  
口頭の報告をうけただけです。(註 — これ以上の追求は、大学  
が文書提出命令に応じてから、と被告人が宣言)

〔…〕

歴番号は、マッシュショウ 2110311. 00. 131059 とロン  
ピューター管理化されている。)

前記に関連する(一卵)裁判の一、二、三審判決と控訴趣意表現  
古川和義の九・七事件に関する判決文(S・四九・十二・六付。  
この判決には、S・四四・八・七、六甲登山口解放区闘争の判決  
も併合されている。)

の全てを採用する決定をおこなった。被告人からは、一・二二二  
表現(前回公判記録〔抄〕の最後を参照)でも不同意し、批判して  
いたが、裁判所は不同意しうる対象でないと主張した。しかし、こ  
の主張を転倒し逆用して行く準備と必然性は、裁判所の判断の水準  
をはるかに越えて深化しつつある。

＊一九八〇年五月九日

〔公判記録〔抄〕〕

神戸地裁による二月二二日付の第二次文書提出命令が、前回公判  
までに実現されなかったことを批判する上申書が弁護人から三月一  
八日付で提出され、同時に第三次文書提出命令の申立を

一、教養部教授会議事録、テープ(S・四四・九授業再開)S・

四五・四松下処分に関するもの)

二、倉沢哲学の補講(S・四六・九)の前例の有無。

三、「く」の字形、研究室の表現に対する告訴に関連する文書。

についておこなった。被告人からも四月十九日付で前述の命令群の実現なしには戸田証人の尋問が不可能無制限持続の状態になること、(前)共同被告人(島岡、白川、松木、今田)の公判と共通する証拠の閲覧、被告人上原の公判における証人採用などの関連で今後の審理が可能になること、を主張する意見表明(書)を提出した。この表現は、四月以降、右陪席裁判官が交代したことを書記官から(自主ゼミ)的に聞き、手続更新に際しての意見表明の位相でおこなわれた。

裁判所も無視しかねて、神戸大学へ督促し、四月二十八日付で評議会議事要録(S・四四・三一の十九回分)、処分説明書の写し提出された。(但し、処分審査の資料、テープについては、「評議会に調査委員会という名称の機構はない」という全くの官僚的なずるい口実で提出を拒否した。)また裁判所は、公判当日の被告人からの追求を怖れて、直前の五月七日付で第三次の文書提出命令を  
一、昭和四四年七月十二日の全学集会の前後にまたがる授業再開に関する教授会議事録。

二、昭和四四年一月三日の教授会議事録。  
について出さざるを得なくなった。

戸田証言(第四回)に先立つ被告人からの手続更新に際しての意見表明を、前記の四・一九付表現にもとづいて展開し、検察官(外岡)も異例のことであるが、意見表明を要求し、「被告人側は早く結審に応じよ。もう十年もかかっている」と叫んだ。

被告人(松下)——戦争体験、安保闘争体験、大学闘争体験など、巨大な事件の意味は、十年たつてやっと、そのりんかくと構造をかいまみせはじめるのだ。裁判も被告人側の努力により開始の条

判し、戸田証人が立往生すると、検察官は、あわてて、「関連性のない尋問である」と制限を求めた。

裁——さすがに、制限するのは、うしろめたいらしく、松下処分に関して評議会に調査委員会は設けられなかったか。

証——(仕方がない、という調子で)調査委員会という名前ではなく審査説明書案起草委員会と処分説明書案起草委員会を作って調査したと思います。(…)教養部の調査委員会からの資料の範囲内で文書を作成しました。(註——何という調査か)

(…)

被——評議会の議事要録の他にテープはありますか。

証——あるはずだと思います。(…)その後どう処理されているかは知りません。(…)

被——昭和四三年から四四年にかけて学生側からテープ公開の要求がありましたか。

証——ありました。公開は四四年二月二十八日と思います。(…)(註——十二月七日の公判記録を参照)

被——評議会メンバーの一人が、このテープにある経過は自分の経験したと連う(註——だが聞いてもnカ所の修正が感じとれた。)とのべ、紛糾がおきたのではなかったのですか。

証——私はその場にいなかったのではありません。(…)公開手続をめぐって決裂したのだと思います。(註——全くヒドイ理由づけで、表現の根拠の公開を圧殺したことが開示されている。)

(…)

被——五月七日付文書提出命令に神戸大学が応じたあとで質問を続けます。

件がやっと構築されつつある段階に入っている。

検——(被告人側のやり方が)許されるとしたら今後どのように進むのか予想できない状態である。(註——あたり前だ)

(…)

弁護士(河原)——検察側は五年間にわたり膨大な権力、人員で立証しているが、こちらは被告人と二人、徒手空拳で準備しなければならぬのです。(…)

(…)

裁判長(荒石)——これ以上の提出命令申立には応じない。三月八日付申立の残りの項目も却下する。(五月七日付の提出命令に対する提出はまだであるが)出来る範囲内で尋問を続けて下さい。(拒否すれば、証人採用をとり消す構え。)

戸田証言(第四回)

弁——提出された評議会議事要録は、当時作成されたものの写しですか。(…)

証(戸田)——はい。

(…)

弁——削除されている部分が、かなりありますね。

証——隠すのではなく公開しないということです。

(…)

弁——この要録が提出される前に証人に神戸大学から何か相談がありましたか。

証——ありません。(…)

(弁護士は、神戸大からの五月八日付回答の「評議会に調査委員会という名称の機構はないから提出もできない」という記述を批

弁——本日の戸田証言で、その存在が明らかになった、審査説明書案起草委員会に提出された教養部調査委員会の調査報告書と証拠資料について(第四次の)文書提出命令の申立をします。また、

教授会議事要録のうち調査委員会に関する部分の申立を却下した先ほどの決定に異議を申し立てます。  
裁——(検査官に不相当といわせたあとで)それぞれ却下、棄却します。(…)処分説明書は四月二十八日に写しが提出されているから、処分の理由は明らかでしょう。(註——マトモな考えの人なら啞然とする言葉。)

弁——処分理由は十年前に判っているのです。処分理由が公訴事実と重複し、経過が闇につつまれているからこそ、提出を求めているのです。却下、棄却に対しては、まことに不満で、いべき言葉もありません。  
(…)

(閉廷後も弁護士の怒りは続き、その水準で話題になった松江刑務所の二人の女性の弁護士になることを引きうけてくれた。)

## \*一九八〇年六月十日

### 公判記録〔抄〕

五月七日付の第三次文書提出命令に対して神戸大学は、五月三十一日に、昭和四四年七月十九日から十二日三日まで八回分の教授会議事要録を提出した。

被告人は、これと、すでに提出されている評議会議事要録などを第五回戸田証言へ応用した。(それぞれ回覧可能)

(主尋問の続き)

被告人(松下)——記録によると、教授会は昭和四四年九月以降は学内でおこなっているのに、評議会はずっと学外でおこなっている理由はなぜですか。

証人(戸田)——学内の建物の使用状況が悪かった(註——本当は団交を怖れた)ので引き続き学外で開催しました。(…)いつ頃までか、はっきり覚えていません。(註——松下処分をおこなう四五年末までである。)

(…)

被——四月二八日の評議会では、全学集会の開催は評議と学生のいづれの要請であるかにこだわらずおこなう、とされ、その目的も大学改革案の討論のためとされているのに、(…)六月二〇日の評議会では主催が戸田個人になり、目的も授業再開のため、と変化しているが、その理由は何か。

証——(…)事実上、学内の諸情勢を勘案して(…)目的を達しようとした経過があります。(註——自らの責任を情勢のせいになし、巧妙に闘争圧殺をはかった。)

(…)

被——(神戸大速報二八号を示して)五月二九日の評議会(註——要録は提出されていない)で団交権、拒否権等に関する改革案が認められています、その後、破棄されたことはありませんか。

(…)また、団交権、拒否権に関する十二月七日の証言は誤りではありませんか。

証——破棄したことはありません。(…)ご指摘の証言は誤りです。(この時、八七・一二V公判の被告人、藤原君の傍聴席でのメモ

が禁止され、松下から、評議会議事要録は、かれの公判でも証拠として申請し、本件からの授用を許可されており、訴訟行為は共通性をもつと主張し、メモの許可を要求したが、不許可決定。異議申立も棄却された。)

(…)

被——七月二四日の評議会では、団交権、拒否権をふくむ全学四項目要求の検討を、全学集会、部局集会を並行的かつ集中的に開催することによって行なう、と決定されていますが、(…)このような集会は開かれたのですか。

証——その後はありません。(註——八月八日に封鎖を解除したので、口実としての改革案も要求の検討も、自らの決定に反して投げ捨てたことが明らかになっている。)

被——(九・一事件の前提である授業再開の問題にふれつつ)昭和四四年一月六日の評議会(それまで評議会が決定権をもって)いた)授業実施の時期についての決定権を臨時に各学部の教授会に移行させるという決定がなされていますが、この決定は、一月六日以降に適用されるのですか。

証——はい、そうです。(註——これにより、九・一の授業なるものは教養部教授会によって実施する根拠がなかったことが示されている。)

(…)

被——パレード期間、その後をふくめて、B一〇九教室の自主講座について報告をうけていましたか。学外、海外での評価を知っていますか。

証——しばしば(報告を)うけていました。評価は知りません。

被——処分説明書に、処分理由との深い関連にもかかわらず自主講座という表現が全く現われてこないのはなぜですか。

証——その点、明確ではありません。(註——自主講座の思想性を問題にすると処分過程が自主講座化されることに恐怖していたのである。)

(…)

被——(昭和四五年五月四日付の松下に対する逮捕令状をみせて)この中の被疑事実の一つである四四年一月八日の後期試験妨害は処分理由と重複しているが起訴されなかった(註——島岡君は起訴されたが、教職員の供述が、かれと他の赤ヘル学生を混同していることを公判で明らかにし、公訴を解体させつつある。)にもかかわらず不起訴決定後の処分で、警察でさえも全く無関係とみた事件を処分理由にしたのはなぜですか。(…)

(…)不起訴の報告はうけていません。(註——このような水準で処分が強行された。)

被——昭和四八年六月一三日の研究室公判の判決で山田裁判長(当時、民事三部)が、「全員一律評価を処分理由としたのは不当」とのべていることは知っていますか。

証——知りません。(註——研究室公判の一審開始と判決は学長任期中であるのに、このザマである。)

(…)

被——(昭和四四年九月一日、十二月三日、四五年一月八日、四月八日の事件が、起訴理由、処分理由として重複していることを示しつつ)具体的な資料に処分段階でふれ、反論する機会を与えない

かったのはなぜか。記録も未提出ですが…。

検察官(外岡)——関連がないので異議を申し立てます。(…)今後の文書提出を前提とした尋問は不相当であると思料します。

(…)被告人は自分が体験した事実で十分反論できると確信します。(註——何という倒錯した確信であることか)

裁判長(荒石)——異議を認めます。(とにかく、面倒なことは一切イヤという感じ。)

(…)

被——(裁判長に対して詳細な反論をした後で、証人に対して)十二月三日の教授会議事要録には「松下の処分」は一言も出ていないのに、翌年の五月四日付の十二・三に関する逮捕状に出てくるズレの意味は何ですか。

証——わかりません。(註——逮捕状の根拠をなす教職員の供述の時期が処分過程と一致し、供述の中で処分開始時期を逆行させたのである。)

(…)

被——処分に関する評議会に松下をよんで証拠を開示し、反論させましたか。

証——(写真や報告書を)みせ、陳述の機会も長時間与えました。

被——今の発言は偽証であり、もし本当だというならテープを提出すべきです。

証——テープはとっていません。発言を自由にするためです。(註——怖るべき「自由」概念である。戸田は処分発表後の談話でも「個人の自由を尊重するあまり、他人の自由を侵害することは許されない」という趣旨のことをのべている。これに対しては当時

は正確な洞察力をもっていた萩原 勝が適確な批判を加えている。  
五月三日の会通信第四号一七ページ参照)

〔…〕  
検察官は、被告人の追求が無限の連鎖反応をおこして行くことを直感して、戸田証人をうち切り、残りの立証計画を早く提出せよ、と、くりかえし要求した。

裁判官も、松下の（前）共同被告人たちの判決が迫っていること（註——ここには、かつての共闘者たちのかかえる困難さと責任が重く存在するのだが）を理由にして、松下へも早急な立証と公判終了を迫り（これは、かれの上部権力機構の要請でもある）、申請予定証人の全てを次回公判までに提出せよ、とのべて閉廷した。

## \*一九八〇年七月八日

### 〔…〕公判記録〔抄〕

裁判所は被告人側からのn次の文書提出命令の申立を何とか無効にしようとする努力を続けてきたらしいけれども、公判の展開自体が、闇につつまれた記録の公開なしに不可能であることを目のあたりにもせつけられて、少しずつではあるが提出命令を三次にわたって出してきた。この方向性は検察側の深いあせりと反撓をひきおこし、その影響は証言過程だけでなく、のちにふれる被告人側の表現に對

してまで、こっけいなほど拡がるのであるが、このような七・八公判を前にして弁護士から第四次の文書提出命令の申し立てをおこなった。

一、すでに提出されている評議会議事要録は昭和四四年三月から七月のものを含むから、これに対応する時期の教授会議事要録。  
二、昭和四五年四月八日の事件の当日および関連する三月と四月の教授会議事要録。

三、評議会における昭和四五年八月の口頭陳述録音テープ。（戸田証人は、ない、と偽証している）および調査報告書、証拠資料。

七月八日の公判の冒頭で、被告人から、この申し立てについて、どのような判断をしたかを求釈明すると、やっと裁判所は三を却下し、一、二を採用する、とのべた。但し、第四次提出命令は七・一八付で出され、提出は八月二五日になったので、この日の証言に応用することはできなかった。

戸田証言（第六回）は、これまでの公判調書の記載の誤りを証人を媒介して訂正する方法で開始され、その後、次のような証言をひき出した。

〔…〕  
被告人（松下）——証人が学長事務取扱になった昭和四三年十二月から、正式の学長として文部省から承認された四六年二月までかなり期間があるが、何か理由がありますか。

証人（戸田）——〔…〕（学生を投票に参加させるなどの）文部省で好ましくない方法で学長を選出したため、と伝えられています。

（註——多数の改革案のうち、唯一つ実行された新しい学長選挙規程による選挙は、殆んどどの学生が棄権する中で、昭和四五年六月におこなわれ、選出された戸田を承認するように上申したが、文部省は、前記の理由だけでなく、松下処分を完了し、学内の正常化をおえない限り承認しない、と圧力をかけたと伝えられている。）

〔…〕  
被——昭和四四年七月十二日の全学集会をはじめとして、数十回にわたる機動隊導入は「人命の危険」を口実におこなわれたが、全共闘派を中心とする人々の身体的・存在的な傷つき方に、どのように責任をとりますか。

証——気の毒に思いますが、それがあつたからといって（導入が）失敗であつたとは思っていません。（註——数年前に神戸大学について連載の特集をした毎日新聞の記者には、「自分は歴史の歯車を逆にまわし、本当は正しい人々を傷つけたのではないかと」間接にのべたらしいが、証言では、内心の真実の声は発しなかった。）

〔…〕  
被——証人にとって神戸大学闘争は、どのような意味をもっていますか。（検察官は異議を申し立てたが、証人はむしろ証言をのぞみ被告人から、証人は当時の最高責任者であり、これまでの各証人にも、この質問をして認められてきている、と主張し、証言が認められることになった。）

証——紛争から十年たっているが〔…〕まとまった、責任ある判断を下す時期にはまだ達していないと思います。〔…〕学生諸君の

いう寮問題が、どうして社会全体の改革の問題へ拡大したか〔…〕よく判りません。教育、研究に大きいロスが生じ、現在も残っています。〔…〕この紛争の中で松下氏が刑事事件や処分だけでなく、お子さんのことで悲しい経験をされたときいて、たんに教育研究のロスだけでなく、紛争の影響が、ここまで深いのかと驚いている次第です。それらは当初、予測しなかったことで、〔…〕まとまった判断をのべられないのです。（註——判断の可能性にこめられる一種の悲哀感、それなりに評価しようとしても、判断の可能性は、機動隊の導入や処分やの過程でこそ展開されるべきであつた。このことの可能性とこそ全ての戸田はぶつかり、転倒していかなければならぬだろう。）

六回にわたる証言の終了後、これまで裁判所から何回も強く要請されていた被告人側の包括的立証計画にもとづく七月八日付の証拠調請求書が提出された。証人の氏名としては、井沢義雄、讃岐田訓、藤原正好、鈴木その、坂本守信、島岡和義、竹中千恵子、山本美恵、矢野正俊、清水早子、上原孝仁、川合吉雄、浜本多恵子、中尾麻里子、永里繁行、堀田 穰 の十六名である。

同時に松下 昇をふくむ仮装被告（団）からの〔冒頭陳述〕書が提出されたが、証拠調請求について裁判官が合議している間に、そのうっしを弁護士からうけとって読んでいた検察官は、再開後、猛然と立ち上り、次に掲載する表現の傍線部分の削除を要求した。

被告人 松下昇

〔冒頭陳述〕書

松下昇 ㊦

をふくむ仮装被告(団) ㊧

この表現を一九七五年二月二十一日付の(冒頭陳述)書(編集者註一)と(一)連続させつつ提出する。

一九八〇年七月八日

神戸地方裁判所第三刑事部御中

α、本件の発生に関する基本的把握について。

本件は大学闘争の提起してきた、さまざまな問題を包括的に内々外包しているから、たんに個々の事件の集積として扱ったり法的にのみ評価するだけでは決定的に不十分である。

従って被告人側も、公訴自体が大学闘争の全過程と、どのよう  
に交差しているかを、まず明らかにしたい。これについては、すでに昭和五一年九月二十一日に提出したレジュメ(刑事事件とそれに対応する日付のリスト——編集者註二)で基本的にのべているので前述の一九七五年二月二十一日付の(冒頭陳述)書と共に、くりかえし十分に再検討されるよう要請する。

前記のレジュメを、あえて要約すれば、本件の、それぞれの公訴が提起される時期は、大学Ⅱ国家が、大学闘争の諸テーマの深化に拡大に恐怖し、抑圧しようとした、いくつもの時期に一致し

ており、たて前としての大学の自治なるものは、権力と一体化した反人民に反存在的なものにすぎない。検察側は起訴はしてみたものの闘争の本質をみぬくことはおろか、有罪の立証さえなしえていないことが万人の眼に開示されつつある。

私たちがとって権力の弾圧も又、逆用しうる自主講座自主ゼミの一参加形態であり、事実も又成長する、という認識から、検察側立証の四十年間に、さまざまな新しい発見をしてきた。

検察側にとって事実は過去形の固定したもので、法的文章で記述可能と信じられているらしい。(その、こっけいな一例として、昭和五十年二月二十一日付の検察官山下の冒頭陳述——編集者註三——を再度よんでおく必要がある。この文書の前半「本件犯行に至る経過」は、その五年前にかかれた検察官根来の拙劣な文章「松下昇の勾留請求却下決定」に対する、昭和四五年五月二一日付「準抗告および裁判の執行停止申立」——編集者註四——の丸うつしである。)

私たちの事件に関する包括的、未來的な把握は今後の審理過程で十分に展開していくが、ここではまず被告側立証予定の概略を素描しておく。

β、公訴事実および検察側立証への反論と反証。

この作業をおこなう前提として、被告人の起訴に最大の責任を負う神戸大学当局の不誠実さ、ぎまん性を指摘しておかなければならない。すでに立証されてきた事項のみを概観しても、団交で確認したことを白紙撤回したり、議事録テープに手を加えて公表して追求をのがれようとしたり、被処分者に証拠をみせ反論する機会を与えないまま処分を強行したり、改革案をアリバイ的に作

成して封鎖を解除した後何一つ改革を実行しなかったり、裁判所からの文書提出命令に対して提出をしなかったり、枚挙にいとまがない位である。このような大学当局との対応で本件が意図的に出現させられたことは、いくら強調してもしすぎることはない。

もちろん、私たちは、その出現を祝福へ転倒して行くけれども、個々の事件については、少くとも次の点が重要である。

① 昭和四四年九月一日の事件について。

この段階では、いかなる意味でも正規の授業はおこなわれていない。現場のB一〇九教室は、それまで数カ月間、自主講座運動の参加者が使用しており、当日もそうであった。同教室の使用禁止決定は出されておらず、建造物侵入、威力業務妨害は成立しない。同日の他の教室群における同位相の事件は起訴されておらず、本件の政治的デッチ上げは、供述起訴が、事件後、半年以上も後の被告人に対する処分策動の段階でなされていることから明白である。(この政治性は、②、③、④についてもあてはまる。)

② 昭和四四年一二月三日の事件について。

被告人は教養部教授会の構成員として、教授会に出席する権利がある。この権利のない学生らの入室も、当時は、ひんぱんにくりかえされ、起訴に至っていない。起訴された者も、(前)共同被告人、森川佳津子のように当然の無罪判決をうけている。

(編集者註五)被告人は当時前記の森川佳津子と、つねに同入りの行動をしており、前記の判決が認定しているように、建造物侵入、威力業務妨害が成立しないのは明らかである。

③ 昭和四五年一月八日の事件について。

この事件が、①、②、④の公訴が提起された昭和四五年五月二三日より後の同年十一月七日に起訴されている意味をよく考える必要がある。詳細は証言で明らかにするが、要するに大学当局と検察側は、確実な証拠を何一つもたぬままに、本件の根源的な力に圧倒されて、かつ処分策動を進行させるための被告人の身柄拘束を意図して告訴起訴を敢行(ヨクやるよ)したのである。

検察側は、当日、B一〇八教室に五、六名の自主ゼミ参加者が存在していたこと、表現過程の行為は一つ確認していないこと、写真撮影は、かなり後にアリバイ的におこなったことを知るか知らずか伏せている。法的にも器物損壊は成立しない。

④ 昭和四五年四月八日の事件について。

この日に、はじめて被告人が逮捕され、しかも三日後に不起訴のまま釈放されていることの意味は重要である。その後の起訴に至る過程の政治性については、すでに周知のことであるから、くりかえさない。ただし、公訴事実をくつがえす事実性をいくつか示唆しておく、当日の退去命令はもしあったとしても教授会構成員および許可を得たもの(被告人をふくむ)以外に対してなされ、しかも、それらの人間(被告人をふくまない)のうちA棟一階に存在するものについてのみ有効であり、被告人はその退去命令さえきいていない。当日の四一名の逮捕が同時になされたのではなく、二度に分けてなされたことのもつ事実性の力は、何人も無視しえないであろう。建造物侵入、威力業務妨害は成立しない。

⑤ 昭和四六年九月七日の事件について。

この事件の前史である同年四月二十八日、五月十九日をふくむB



一〇九闘争の全過程に被告人が参加していたにもかかわらず（そして大学当局の要請にもかかわらず）現場の警察官が逮捕をためらい、拒否したことの背景に自主講座運動の変革力が権力側の人間の内部にも及びうる事が立証されている。前記の四月五月におけるような対応が、本件についてなされるべきであったし、それがなされえない関係性（追いつめられた大学当局が設定したワナやデタラメに紙飛行機をとばせている検察官）を立証することにより、明らかになるが、建造物侵入、威力業務妨害は成立しない。

⑥ 昭和四十六年九月二二日の事件について。

検察側立証によつてさえ、現場の写真撮影は、かなり後のものであり、目撃証人はなく、筆跡の特定も不可能であることが示されている。かりに被告人が、恒常的にこの研究室を使用し、表現在行をおこなっているとしても、処分に関する人事院の審査請求、研究室使用仮処分決定に対する異議申立公判の準備をしている以上、当然のことであり、建造物侵入、同損壊、暴力行為等処罰に関する法律違反は成立しない。もし研究室の使用や同室内の表現在行を問題にしたければ、被告人の六甲空間における全表現過程を対象化する必要があり、それは私たちの試みへの共闘に他ならない。

⑦ 昭和四十七年二月一五日の事件について。

極めて不確定な事件である。共謀の有無、行為の時間、被害者？ の特定や順番は全て闇に沈んでいる。同じ瞬間に、複一素一数の方向から、△▽焼の素材が、別の素材に併合し料理されつつある光景に、被害者？ や検察官は呆然自失し続けている。

じめてその本質を開示しはじめるであろうこと……などである。

（編集者註七）

註〇——八七〇個の公訴事実の概略については通信二三号一ページを参照。なお起訴状の全てを収録した△▽委員会のパンフもあり、希望者は連絡して下さい。

註一——まだ掲載する余裕がないが、不出頭を持續して保釈をとり消された上原君の長期勾留が解除された一九七四年一月二八日の公判における松下の意見を文書化し一九七五年二月二二日の公判で提出したものである。五月三日の会通信第二四号三四ページには、その数行の引用と意味が記されているが、（非）存在闘争を媒介するテーマをふくめて、（一）公判の、第一回以降の経過を対象化した表現である。

註二——注目すべき記述として、昭和四五年一月八日の事件と四月八日の事件の間にはさまれている時期に、松下未字が二月二日に生誕し、呼吸困難のため三月二七日から四月七日まで神戸大学医学部付属病院——昭和五一年四月九日には救急車で運びこまれ、（変）死体としての診断書の対象とされた——に入院していることがある。

註三——「本件犯行に至る経過」では二・二「情況への発言」中の授業等の拒否、「B一〇九での自主講座」を強調している。「犯行事実」では、調査不足のためか、「B一〇九が立入禁止仮処分され」ていたり、逆に「研究室仮処分には異議を申し立てなかつた」ことになっており、その条件下で犯罪を「敢行」したという

か？

なお、本件と同一時間に△▽広場で逮捕し起訴された五名の罪状は建造物侵入であるが、本件被告人にはついていないから、本来、被告人は現場に存在したと確認されていない。又、前記事件についての検察官任海の昭和四十七年一月九日付釈明書（編集者註六）によれば、本件の被害者？ が当日妨害されうる「公務」に従事していないことが明白である。

、本件の審理を媒介して何をいかに追求すべきか。

私たちの主張し立証は、起訴状や検察側立証の水準にまず規定されているために、これに対する反論し反証が、外形的事実を一応認めて、なされているような印象を与えるかも知れないが、決してそうではない。

公訴提起に至る権力の重層的な相互利用の悪質さこそがまず問題なのであり、本件は公訴棄却に相当することはいうまでもなく、さらにこのような公訴に至る前記の経過の根拠をこそ解体しつつ闘争の出発点として位置づけられねばならない。

また、この公訴提起し審理過程そのものが、一つの自主講座し自主ゼミの展開の場であることは、今や大学闘争の生命を未来の宇宙に花開かせようとしてつつある全ての人々の自明の前提となっている。

このような意味からも、今、次のことをあらためて強調しておきたい。被告人は決して一人ではなく、あらゆる場に遍在していること。（松下）の表現し行為は、八七〇個の公訴事実とその水準に切断されうるようなものではないこと。事実性とその巨大な世界（史）性は、全ての（一）公判過程との統一審理によつては

記述がくりかえされる。

註四——当時、勾留されていた松下と森川に対して同文で作成されており、「何人も是認しがたい、極めて悪質な集团的暴力事犯」ときめつけているが、これは事件後まもない興奮の名残りで、流石に五年後に引用した検察官は、この部分を削除している。

註五——昭和五十年十月二七日付、刑事四部。もう一つの昭和四四年一月二三日の事件については罰金三万円である。一審で確定判決文のコピー原本は、（研究室）公判を媒介して（うみ）のむこうへ巡礼中。

註六——松下と同じ時刻と場所で逮捕された五名の学生（松下らの（一）公判との統一的展開を怖れた権力により、罪名の段階ですでに分離されていた。しかし松下は持続的に出廷し被告席で八傍聴したこともある。）に関する公判で提出された。ここには分離された検察官任海との連絡ミスで松下の事件の被害者は試験警備などをした教官のリストにのっていない。

註七——被告人から文書提出と同時に、口頭での補足をおこなった。公判調書によると、「第一点は七月一日松江地裁で被告人片山恵子外一名の公判において検察官川口は冒頭陳述の中で被告人らと松下に深い関連があるとのべている。その意味を追求しつつ、本件の被告人側立証をやって行きたい。

第二点は、右の被告人は三月一四日被告人上原の当公判廷において退廷させられた。被告人上原は次回八月一九日の公判には必ず出頭し自ら前記の点に関して意見をのべるといっているので、（次回不出頭を予断しての）保釈取消をしないよう要請する。」それぞれ関連公判の箇所を今後参照して下さい。

さて、猛然と立ち上った検察官を「自主ゼミ」参加者とする「冒頭陳述」書をめぐる経過は、公判調書によると、  
「検察官(外岡)——作成名義人から」をふくむ仮装被告(団)を削除されたい。

被告人——削除には応じられない。  
裁判長——その記載はないものとする。

被告人——作成段階ですべての証人、弁護人をふくむ何回もの討論をした結果の文書であり、今まで十年間、裁判所に提出した文書は全て仮装被告(団)の名義で受理されているから、只今の決定に異議を申し立てる。

裁判長——異議申立棄却決定。

(…) 検察官——次の部分は、検察官個人また検察官(総体)を侮辱する文言であるので削除されたい。

「拙劣な文章」

「(ヨクやるよ)」(註——これは、七・一松江地裁の公判で被告人退廷の契機となった発言「よくいうよ」と八共謀Vをこえた位相でひびき合っている。)

「ヤデタラメに紙飛行機をとばせている検察官」

被告人——必要な文言なので、このまま提出する。

弁護人——被告人の意見は削除できるのか。きいたことがない。

裁判長——いずれも(訴訟指揮権で)削除する。

被告人——冒頭陳述の意義がそなわれるので異議を申し立てる。

裁判長——異議申立棄却決定

検察官や裁判官は、このようにして(冒頭陳述)表現を強調し、共闘してしまったのである。もちろん、契機としては十年に及ぶ仮装被告(団)の「公判闘争に対する異和があるにしても」。

裁判長は被告人側申請の証人の採否については七月中に決定を出すのべて閉廷したが、仮装被告(団)は、(冒頭陳述)表現の深化、拡大の追撃を開始した。

七月九日付の(即時抗告)申立書において、削除決定は訴訟指揮権の範囲外であり、憲法第十九条(思想・良心の自由)、同一条(表現の自由)、同第三十一条(法定の手続の保障)、同第三十一条(裁判を受ける権利)等に違反することを指摘し、続けて次のように記している。

「仮装被告(団)」という記載は、文書の作成、提出主体をそのままのべたものであり、第一回公判の表現(疎明資料の八一Vつとして、一九七〇・一二・二四付のピラを掲載した雑誌八第三領域V1号9ページのコピーを添付する。)以降、裁判所に対する全ての表現に関して記載され、受理されてきており、現段階における八削除Vの根拠は全く存在しない。

他の三個所は、検察官が、あまりにも的を射た表現にうろたえ、感動した結果、見解をのべたと想定され、八削除Vに至るまでにはそれらの表現が出現してくる必然性こそが審理されねばならなかった。もっとも、検察官、裁判官は、これらの表現をそのまま調査にとじこむよりは、このような形で対象化をおすすめることによつて、これらの表現の重要性の深化に共闘していることを、どこかで仮装被告(団)的に自覚しているのであろうか。

そのために、八削除V問題を貴裁判所をふくむ「公判関係

裁判官 岡 次郎  
裁判官 高橋金次郎

### 〔特別抗告〕申立書

松下 昇 ◎

をふくむ仮装被告(団) ◎

本年七月一五日付で大阪高裁第五刑事部がおこなった昭和五五年(六)第六号決定をふくむ神戸地裁の決定(処分をとり消す、との裁判を求め。

一九八〇年七月一八日)

最高裁判所(御中)

申立の理由

七・九付の申立理由を全て援用し、さらに次の項目を併合する。

一、七・一五付決定は、内容の判断をせず、(即時)抗告の不可能性をのべているにすぎないが、本来、神戸地裁の処分(決定が訴訟指揮権を逸脱している)であるから、(刑訴法四二〇条一項に依拠する)前記七・一五付決定はその前提を誤っており、かつ刑訴法四三三条の特別抗告の必然性を明らかにしている。

二、最高裁は、神戸地裁による七・八処分(決定の前例の有無と、

この十年間に各地域の裁判所に提出し受理されてきた仮装被告(団)による表現の総体を調査し、本件の開示しつつある巨大な意味に震憾されよ)

三、

者が十分に審理されるように、最(終)決定まで八削除Vの執行停止をふくめて要請する。」

(註——文中の雑誌八第三領域Vの発行者である小樽市桜一——一六 高橋秀明氏から、関連する表現群の掲載要望があったが、現在、宙吊りのままである。理由について関心がある人は、高橋氏に問い合せて下さい。)

昭和五五年(六)第六号

決定

被告人 松下 昇

(…)

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

(…) 一件記録によれば「…」裁判長が冒頭陳述の中の所論指摘四カ所について削除を宣言し「…」(被告人の異議申立を)棄却する旨の決定がなされていることが明らかである。しかし、右のような決定に対して即時抗告をすることができる旨の規定はなく、またこのような「訴訟手続に關し判決前にした決定」に対して通常抗告も許されないことは刑事訴訟法四二〇条一項の明定するところである。

よって、刑事訴訟法四二六条一項により、主文のとおり決定する。

昭和五五年七月一五日

大阪高等裁判所第五刑事部

裁判長裁判官 石松竹雄

申立人 松下 昇

〔…〕  
主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

〔…〕申立人のした右即時抗告の申立は不適法であり、したがって、これを棄却した原決定に対する本件申立もまた不適法というべきである。

よって、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五五年九月一六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 中村 治朗

裁判官 団藤 重光

裁判官 藤崎 万里

裁判官 本山 享

裁判官 谷口 正孝

（註——申立と決定の隔絶は、はじめから予想したとおりであるが本来、この申立は、一、二、三審をこえた、そのむこうへ永続的に突出しているし、本当に「審理」に参加しうる共闘者と出会うためになされていることは、いうまでもない。但し、それぞれの決定が仮装被告（団）からの申立を、松下 昇の申立と切りつけて決定し

その理由にふれさえしていないことの意味は重要である。同時に権力が、（一）（公判）過程のあらゆる領域で仮装被告（団）に破砕され、逆用されつつあることに無自覚であることはそれ以上に重要である。）

### \*一九八〇年九月一九日

#### 〔公判記録〔抄〕〕

前回七月八日の公判で被告人側から証人申請をおこなったが、裁判所は、合議の間に弁護人をよび（被告人も自主的に参加）、まず被告人質問をおこなって、証人の必要性を確認したい、という強硬な証人却下の意図を示したので、被告人側は、（一）公判に対する圧殺を阻止するために、緊急に次の二つの文書を提出した。（それぞれ原案は被告人をふくむ仮装被告（団）であり、弁護人は、そのまま提出しているが、この八そのままにこめられる位置が、中途半端な八左V翼弁護士の立場より、はるかにすぐれていることは指摘しておきたい。

#### 証拠調に関する意見書

被告人 松下 昇

右の者に対する威力業務妨害等被告事件につき、左記のとおり意見をのべる。

昭和五五年七月一四日

右弁護士 河原 昭文 ㊦

神戸地方裁判所 第三刑事部 御中

記

本年七月八日付で提出した証拠調請求書に関して、貴裁判所はまず被告人尋問をおこない、その後で申請された証人についての判断をおこなう、との見解を表明されたが、これは次の理由から根本的な誤りであり、弁護士として同意できない。

- 一、憲法第三八条、刑訴法第三十一条で明らかに認められているように、刑事裁判においては、被告人の供述を証拠とすることは前提とされていない。事件に関する被告人の意見と立証内容は、すでに提出された（冒頭陳述）書から明らかであり、十分である。
- 二、民事裁判においてさえ、民訴法第三三六条にある通り、当事者尋問は補充的なものすぎず、まして、被告人の身体的拘束をなしている条件下での刑事裁判においては、本人の供述を意志に反してさせ、かつ証拠とすることは許されない。

三、検察側は、これまで五年近くの長期にわたり警察官一三名、教職員一九名、元学生一名の証人調をおこなった。被告側の証人は多くの証言必要者から、しばって一七名として申請している。これさえ制限しようとするのは、刑事裁判の通常の審理方式から逸脱するのみならず、憲法第一四条（法の下平等）、同第三二条（裁判をうける権利）、とりわけ「すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられる権利を有する」と規定する同第三七条（刑事被告人の権利）等に明白に違反する。

四、被告側申請の証人は、検察側申請の証人よりも、はるかに明確、

- 迅速な証言を短期間におこなうことが可能であり、しかも別紙の尋問事項補充書の通り、被告人の無罪立証のための不可欠な証言をなしうるのであるから、少くとも一つの公訴事実について二名を採用されるように要請する。
- 五、その他、必要に応じて、いつでも説明をおこなうので、被告人側の意志に反する決定をいそぐことのないよう申し添える。
- 六、なお七月末までには、井沢証人の採用のみをまず決定し、他は留保のまま、順次判断されたい。

#### 立証趣旨補充書

被告人 松下 昇

右の者に対する威力業務妨害等被告事件につき、既に申請済の証人の立証趣旨を左記のとおり補充する。

昭和五五年七月一四日

右弁護士 河原 昭文 ㊦

神戸地方裁判所 第三刑事部 御中

記

本年七月八日付で提出した証拠調請求書の証人による立証事項（編集者註——以下に（一）で示す部分は、七・八文書からここで引用）の主要なものを、公訴事実別に詳述すれば次のようになる。（全て、被告人の証言によっては立証しえないもの）

①昭和四四年九月一日の事件について。

鈴木その——教養部長がB一〇九教室における自主講座の自発的参加者として被告人らと対話しており、退去命令は存在しな

った事実など。〔岡山大学入学前に①、⑤の現場に参加〕

坂本守信——B一〇九教室の使用については、九月一日以後の教授会において、はじめて論議されたこと、目撃および、被告人らのB一〇九教室における当日の行動の具体的経過など、〔一〇九闘争と対をなす岡山大一〇三闘争の被告人として①をふくむ公訴棄却性〕

藤原正好——九月五日の学生自治会臨時執行部（民青系）とのアリバイ的団交をへてのみ、教授会は学内で討論（授業ではない）する口実を得た経緯の目撃、および九月一日の学内全体の経過など。〔証人が起訴された昭和四四年七月一二日の、いわゆる全学集会は、①の授業再開の根拠になりえないこと〕

②昭和四四年二月三日の事件について。

讃岐田 訓——会議室内に被告人らが入ったのは、閉会宣言よりかなり後であり、妨害の共謀も事実もなかったこと、目撃等。〔現在まで一〇年間助手のまま昇格を停止され、助手としての教授会出席権を奪われている〕

藤原正好——同前。なお、藤原に関する公判における讃岐田、藤原両人の供述には本件の内容は含まれていないから、援用（裁判所は、そうすることを要請した——編集者註）は不可能である。

島岡和義——被告人が、本件で起訴され無罪判決をうけた森川佳津子と終始同一行動をとっていたこと、自発的に残った教職員と話をしていたにすぎないこと、目撃等。〔同一事件で白川旧姓、樫木と共に起訴されている——編集者註〕

③昭和四五年一月八日の事件について。

矢野正俊——当日の教授会が被告人に時間割作成に関して出席を求め、現場を通して入室するように証人を通じて伝言していた事実等。〔六九・四・二八沖繩闘争の被告人でもある。——編集者註〕

坂本守信、讃岐田 訓、上原孝仁——現場の警察官が不なれたため、脱出路をつくらずに無差別逮捕し、教職員による被告人らの釈放要求に応じざるを得なかったが、指揮系統の乱れのために護送車に入れてしまった経緯の目撃等。

⑤昭和四六年九月七日の事件について。

中尾麻里子——現場付近において警察官が、被告人らの逮捕をためらった経過と理由の目撃等。また当日配布されたピラ（今田、松木の公判で採用済）の意義と現場性について。〔検察側が審理に不可欠な証拠を開示しないこと〕

鈴木その——大学当局が被告人らに意図的に逮捕させる相談をしていた現場および被告人の真の行為の詳細の目撃等。〔公訴事実自主講座と自主ゼミの水準から全く異なった評価を与えるべきであること〕

浜本多恵子——被告人が医学的にも公訴事実にあるような行為をなさないことの当日の現場における診察からの判断等。〔鈴木、浜本については八松江V地裁の経過参照。——編集者註〕

清水早子——大学当局が前例のない補講をおこなう理由を当事者から確認し、そのため当日、被告人と共に教職員から暴行をうけた事実等。〔現場における被告人らの行動のそれぞれの位置と意味〕

島岡和義——同前。および清水証人と共に逮捕されたが起訴され

竹中千恵子——B一〇八教室に当日存在して、いわゆる「く」の字形の真の表現主体を目撃したこと、同年一月はじめ、被告人と森川佳津子が警察の取調をうける過程では何故、被告人のみが起訴されるに至ったかを森川佳津子から聞き、かつ目撃した経過等。〔④、⑦をふくめて、現場や審理過程における未開示の事実性を提起しつつ、本件公訴事実総体の根本的転換軸を中心に立証する。〕

上原孝仁——同前。さらに、教職員の目撃がありえなかった事実等。〔一〇九闘争の被告人でもある。——編集者註〕

④昭和四五年四月八日の事件について。

井沢義雄——当日の教授会が処分を審議しうる根拠をもっていなかったにもかかわらず、仮装としての処分を強行し偽りの報告を評議会におこなった経過の目撃等。被告人らの行為の正当性について。〔処分の過程でもファッショ的執行部から一定の批判的距離をとっていた〕

竹中千恵子——被告人が退去命令が出されたとされる時刻には松下研究室におり、第一次逮捕者の出たあと、森川佳津子と共に階段を降りた際、警察官の誤認により逮捕された経過の目撃等。〔南太七三・六・一六闘争の被告人でもある——編集者註〕

山本美恵——当日、いくつもの誤認がなされ、その結果、被告人や証人の妹が逮捕されていること、誤認のモミ消し、証拠隠滅がおこなわれた経過の目撃等。〔岡山大一〇三闘争の被告人でもある。——編集者註〕

なかつた理由等。〔上原証人や本件被告人の関連をふくめ、神戸大闘争の位置づけ〕

⑥昭和四六年九月二二日の事件について。

坂本守信——研究室内の表現がなされる全ての経過の目撃と検察側立証の誤りの指摘。また、大学内空間が民事訴訟の対象となる過程と本件の現場性の深い関連について、自らの体験を証言しうる。〔④、⑥の全国的意義と不当性〕

浜本多恵子——当日、上原証人と現場で交した対話や目撃した事実が、本件の公訴事実をくつがえす力をもつことを証言しうる。清水早子、竹中千恵子——同前。また現場に存在した複数名のうち、何故、被告人のみが告訴し起訴されたか、の理由を証言しうる。

⑦昭和四七年二月一五日の事件について。

川合吉雄——本件の被害者の偽証を現場の実測および、複数の方向から同時に卵が出現したこと、目撃によって証言しうる。竹中千恵子——同前。および、教職員の要請にもかかわらず現場の警察官が被告人の逮捕をためらった経過と理由の目撃等。

坂本守信——同前。および、当日の試験監督は公務でなくサービスマスターとしておこなわれる予定であった経過の目撃と、実質的に受験者が存在せず、サービスマスターでさえ不要であった経過の目撃等。

永里繁行——本件現場および他の同位相の卵にかかわる事件に参加した経験および目撃により、本件の卵を出現させた主体について証言しうる。〔六九・四・二八沖繩闘争の被告人でもある。——編集者註〕

堀田 稜——当日の受験予定者として現場における被害者なるものの証言が、いかに真実と反するか、を大学闘争が神戸大の機構と教職員の情念に与えたゆがみから証言しうる。(ハ) 委員メンバー——編集者註)

(註——) 公判の出現の根拠に、どこかがかかわっている人ならば、前記の二つの表現が、どれほど画期的な意味をもっているか一瞬に判るはずである。表現作成し提出過程が、すでに「証言」の開始であり、この「証言」は、公訴事実を根底からくつがえしてしまっただけでなく、証人それぞれが生き抜いてきた七〇年代性を深く「審問」する契機にもなっている。

検察官や裁判官に、それを把握しうる力がないのは自明であるが、にもかかわらず、自らの権力性を唯一のたよりとして、七・八付証人申請に対応していることを、私たちは、暗い怒りを凝縮させた、ある輝きによって照らし出し「」的な熱で溶かしていくだろう。そのためにも、以下に、権力の対応ぶりを掲載して行く。

証人尋問請求に対する意見

(…)  
昭和五五年八月一四日

神戸地方検察庁 検察官 検事

外岡 孝昭

(…)

察官的文体から逸脱させたともいえる。立派な(自主ゼミ)参加者になったものですね、キミも)を改めてもらうよう要望していたところであるが、今だに前記のとおり(の?)状況であって、今回のごとき、必要性も関連性もなく、刑事司法の本質に反する証人尋問請求を許容することは、前記検察官が要望していた弁護側の反証態度を助長すること(に?)もなるものであり、許されない。

(前註——裁判所は、七月中に証人の採用について決定を出す約束していたにもかかわらず、前記の検察官の文書にみられる拒否反応にひきずられて決定を大幅におくらせてしまった。)

決定

建造物損壊等

被告人 松下 昇

右の者に対する頭書被告事件について、当裁判所は検察官の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

弁護人申請の証人讃岐田 訓、同坂本守信、竹中千恵子は採用する。

証人讃岐田については次回期日(来る八月二十九日午後一時)に喚問する。

昭和五五年八月一四日  
神戸地方裁判所第三刑事部

裁判長裁判官 荒石利雄

裁判官 石井一正

裁判官 笹野明義

右請求書記載の立証趣旨はすべて証人の評価意見を求めようとするものであり(註——ヨクいうよ) 公訴事実と公判指揮の壊滅的破壊ではないか)ノ、刑事訴訟における証拠調べである証人尋問は証人知覚に残った事実の痕跡を、該証人の記憶を通して表現させる手続きであって、証人の意見を開陳する場ではない。(註——証人を実験動物のように切りきざみ、利用し、証人の主体性を黙殺する発想の最低水準の定式化である。公判参加者は被告人、弁護人をふくめて、つねにこの発想に近づいてしまふ危険をもつことを自戒しなければならぬが。)もし、証人の意見の開陳を認めることになれば(註——前提が誤っている。公訴事実と公判指揮の壊滅的破壊が前提かつ結論である。)、事実の確認手続きである刑事法廷が意見交換、あるいは討論の場になるものであり、刑事司法の本質に反し、絶対に許されないものである。(註——五年間にわたる検察側立証が全て自主講座と自主ゼミ化したことへの苦さを、こういう形で吐露している。)

(…)  
昭和五五年七月八日付にて、被告人が「冒頭陳述書」なるものを提出しているが、その記載内容はすべて被告人の意見であり、(註——だから証人が必要だとおべているのだ)、いかなる事実関係を主張するのか全く不明のままである。(註——ヨクそれで「——公判に出てこられるなァ」)

従来から検察官は弁護側の、さみだれの立証あるいは、いわゆる魚釣りに旅行的証拠収集(註——思わず爆笑。この検察官は、「釣りキチ三平」の最悪の読者でもあるのだろうか。被告人側がn次にわたる文書提出を神戸大学に強いた実力への讃嘆と、大魚ノ国家が必ず捕獲されるだろうという恐怖が、はからずも、かれを画一的な検

(後註——この決定だけをよむと、三名の他は却下ではなく、留保されており、三名は申請した全ての事項について当然、証言しうる判断できるのであるが、裁判所は検察官とある種のうち合せをして、一挙に証言を終了させ、年内の結審をねらっていたことが九・一九公判で開示される。)

公判期日取消申請書

(…)  
昭和五五年八月二三日

右弁護人弁護士 河原昭文 ㊦

(…)

一、本年八月一四日付の決定によれば、八月二十九日には讃岐田証人を喚問する、とのことであるが、被告人側は、すでに申請した証人群の冒頭にある井沢証人が当然採用されるものと考え、その準備にとりかかり、井沢証人も証言の展開に必要な文書の提出(教授会議事録など)を神戸大学長が至急おこなうよう配慮しつつあった。

次回期日の直前に、讃岐田証人を決定されることは、被告人側の防禦を不当に妨害するものである。(八月二十九日に井沢証人を喚問するのであれば、公判期日の取消は必要でなくなるが。)

二、讃岐田証人は、八月下旬の数日間瀬戸内海の汚染調査に出かける予定であり、八月二十九日の出廷は不可能である。(…)  
裁判所が前回公判(七月八日)で約束されたように、おそくとも七月末までに証人を決定されていれば、予定の変更も可能であったかも

知れないが、決定がおくれたために、証人の出廷が不可能になつたことを申し添える。

三、なお次々回の公判期日（九月一九日）までに神戸大学が（七・一八付の第四次の）文書提出命令に応じることが審理をすすめる条件の一つになるので（…）督促の手續をとられるよう要請する。

（註一——井沢義雄氏は昭和三六年初版の「石川淳」、とくに一〇八ページの小説や散文の規定によって、大学闘争前の私たちの表現意識に深い影響を与えた。かれは、神戸大闘争の過程で、とくに印象に残る発言はしなかったが、現在、教養部長になっている経過をふくめて、ぜひ証言をおこなってほしい一人であり、松下から八・八付書簡をふくむ提起をおこなっていた。

註二——讃岐田 訓氏の出廷の困難さは、日程のみならず、むしろ学内での圧力と、それに耐えてきた八十〇年間の重さを、私たちが、どれほど共同で背負い、転倒しうるかという困難さの喩として出現していた。とりわけ後述する昭和四五年三月〜四月段階の教授会審議メモを媒介する証言は、核兵器的意味をもつだけに、その応用については数回の（自主ゼミ）が神戸や東京をふくむ場所が必要となつた。

註三——神戸大学は八月二五日に、前記の教授会審議メモに対応する時期の議事要録を提出したが、メモに比較して重要な展開を意図的に削除し、発言者名を抹殺した極めてアイマイ、かつ簡略化されたものにすぎない。ここに象徴されていることの根拠をえぐり出して行く前提として議事録提出と前記メモを媒介する証言が必要であつた。）

八月二六日付で神戸地裁は八月二九日の公判期日を取り消す決定を出した。しかし被告人側にとっては、時間的には二〇日間の猶予はされたものの、前述の註、とくに二、に示したテーマの切迫は深さを増した。

教授会審議メモは、結論的にいえば、九月一九日の法廷で被告人側の書証として提出し証言に応用する以前に、裁判所の高圧的な訴訟指揮によって宙吊りにされているが、その本質的な重要性は、いよいよ増大しており、全ての大学闘争参加者の必読資料でもあると判断できるので、次に掲載する。

### 教養部教授会 審議経過メモ

（前註——教養部広報第二二九六ページには昭和四五年三月一九日の記事として「この項の段階では松下講師を処分するかどうかは教授会の議題に上っていなかったにもかかわらず（滝沢克巳氏が松下処分の再考をうながす手紙を出した）」という記述がある。つまり、神戸大学局は公的には、この段階で処分など考えていなかったと強調しているわけである。

しかし、闇につつまれたみにくい姿が、教授会メンバーの八〇氏らによるメモにより徹底的に明らかにされておられ、その真実性はテープ（神戸大学当局は保存していないと強調している）が提出されれば明らかであるし、かりにテープが存在していても、全ての教授会参加者の心に生涯にわたる傷痕を残し続けているはずである。

このメモが十年をへて公開される過程は、それ自体が壮大な（自主ゼミ）の連続でもあるが、メモの作成者は教授会メンバーであつて、オブザーバーとして出席していた助手の諸氏ではないことを編集者から強調しておく。）

一九七〇年三月一二日

（教養部会議室、午前十時〜午後九時）

議長（湯浅Ⅱ国際科学史学会議長）——執行部の信任投票を求める。

六三——六で信任。

議長——昭和四五年度前期の時間割に松下を入れるかどうか。

ドイツ語科主任（岡村Ⅱ前教養部長のカフカ研究者）——半数は判断できず、三人は入れることに賛成、三人は反対。教授会で判断してほしい。

青木（自然科学史）——一方的にはずすと、法的にひっかかる。（富山大、内田氏の例）

議長——あの場合、いきさつが簡単だった。松下の場合はアタマが変になっており、宗教がかつていない。

八重島（心理学）——その発言はとりつけてほしい。（数名が、のせるか、のせないかについて発言。のせよ、が多い。）

桂（西洋史）——調査委員会（編集者註——はじめて、この言葉がパリ・コミュニケーション研究者のかれの口から出ていることに注目）をつくって、かれの行動を調査すべきだ。

陸井（社会思想史）——松下の行動と表現は自由であり、抑圧すべきではない。

堀江（生物学）——（会議室の外から松下らのマイクによる教授会あて提起にいら立ちつつ）外のあの声も私らの行動と表現の自由を抑圧している。

讃岐田（生物学）——それぞれの行動と表現の根拠、その落差こそ問題ではないか。表面的に比較するな。

桂——私たちには生命の危険があるのだ。議事をすすめてほしい。

議長——松下に授業をやる気があるかないか、をきくかきかないかについて意見分布をとる。

きく 三四

きかない 五三

白紙 一

議長——次にこれに関連し（編集者註——意図的な飛躍）、調査委員会をつくるかどうかきめたい。

陸井、鈴木（ラテン語）、伊藤（中国語）——何をやるのか、身分上のことと関連するのかわらぬに限り議論できない。

議長——大学の改革にとってプラスかマイナスかで、つくるかどうかをきめるのだ。

つくるかどうか、について意見分布をとるか、とらないか、について意見分布をとりたい。（編集者註——この重層した形式論理操作が闘争圧殺にどのように加担しているかをみよ）

数名が反対するが、発言を認めないまま、投票用紙を配布。

意見分布をとる 四六

とらない 三〇

白 一

議長——処分と関係なく、松下の行動を調査する委員会をつくるか

どうかについて意見分布をとりたい。(編集者註——「処分と関係なく」と口では強調していることに注目。腹では方針をきめていても、である。)

調査委員会をつくる 五

つくらない 二

白紙 七

議長——(ホッとしたのか、気軽な調子で)いくつかの報告をする。  
・文部省↓神戸大学本部↓私へ、教養部広報を送れといってきた  
いる。

・大学事務局から神戸大学事務局長あてに、松下の全員〇点に関するサンデー毎日の記事に、事実でないところがあれば知らせよ、といってきた。国会での質問への準備であると思われる。

・昨年も文部省の官房長から三月二二日付で学長あてに、松下の「情況への発言」や入試に際して配布したピラの提出を求め、大学当局の見解をきいてきた。しかし当時の西村教養部長は期限の四月二〇日までにピラなどを提出せず、口頭の報告でゴマかしたようだ。

・先日の全国国立大学の教養部長会議では、数日後の三月二〇日に他大学で処分第一号が出ることを確認されている。(編集者註——岡山大学の萩原、坂本両氏への停職処分をさすことが後で判明)松下が第一号になることはないのだから安心してほしい。

・会議室のドアは二重にし(編集者註——部屋の出入口と、そこに至る通路の外側に昨年十二月三日の経験をふまえて? 鉄の

陸井、讃岐田など数名——決定ではなく、意見分布ではなかったか。堀江、桂など数名——同じことだ。議事を進行せよ。

議長——事実に限ってのみ調査する、という原案で採決したい。

讃岐田——事実と思想を切りはなして調査する二分法は成り立たないから、もしつくるなら、事実および思想についての調査を提案すべきではないか。

(その他のつくるな、という発言者は、前回と合せて、小島、陸井、青木、三木、鈴木、小川、八重島、伊藤、小松原、百瀬、津田、岩田。多数を占める処分強行派は、殆んど発言せずに、執行部の投票機械と化している。)

議長——事実と思想は段階的にとらえているのだ。事実を出発点とするのが原案の趣旨で、処分とは直接関係はない。(編集者註——このギマン性は闘争圧殺のさまざまな段階でもち出される論理の極限である。この論理の根拠を具体的現実的にうち砕くまで全ての大学闘争参加者は、死ぬにも死にきれないであろう。)

採決の結果

調査委員会をつくるのに

賛成 六二

反対 二四

白紙 四

ドアがつくられた。なお、松下研究室のカギも七一年四月八日以降、二重になっている。(、カギも新しくつけかえた。今日もそうであるが、教授会を開く場合、警察は二四時間、警備してくれている。(編集者註——七〇年四月八日に逮捕された松下らは、取調の過程で下級警官から、超過刺警備を要求する大学当局への不満の声をきいている。これをなだめるためか県警本部が表彰状を出し、澁署の講堂に掲示されているのも目撃した。)

一九七〇年三月一八日

(編集者註——教授会メンバーの井上氏は、機動隊警備下の教授会出席を拒否する声明を、教官控室の教授会用掲示板の横に張り出して以降ずっと欠席し、数名が同調した。ただし処分反対派が無力感から、黙って欠席し、処分問題で手を汚さないで過ごそうとする傾向を加速させる面もあった。)

この日の教授会は、午後一時の開催が予定されていたが、前述のこの影響もあって午後三時半に、やっと定足数をこえ、議長の切望にもかかわらず、審議は難航し、午後六時にうち切られた。処分反対派——処分と関係ない審議のほずであるノ——の孤立化は固定しつつあり、無力感が拡がって行く。)

教授会で決定された調査委員会の件について、具体的に審議したい。

一九七〇年三月二五日

(教養部会議室、午前十時〜午後九時)

議長——数人の教授会メンバーから、三月一三日と一八日の教授会議事録を、冒頭で朗読してほしい、という動議が出ているがどうするか。

風呂本(英語)——必要なし。採決せよ。

議長——(抗議する杉原の発言を禁止)

意見分布をとる。

議事録の朗読に賛成 一一

反対 五四

白紙 八

棄権 一

(編集者註——なぜ、このような基本的動議についてまで意見分布をとる仮装をして排除するのは自明であろう。はじめに処分の意志があれば、その理由や過程は、どうにでもできると処分強行派は確信しはじめたのである。かれらは、かれらなりに、人情況への発言√や、△バリケード√以来の悪夢と格闘しつつ、この確信にしがみついた。)

議長——調査委員会について、調査の対象をどうするか。

池上(数学)——広報を主とし、それからはみ出ている事実をしらべ、松下の異常さを明らかにせよ。裁判でつかえるような証拠を集める必要がある。(編集者註——この方向で、いわゆる証拠が集められたはずであるが、それならば、その後、裁判に提出も

されていず、「保存しているかどうか不明」と答える根拠は何であらうか。」

八重島——さいしょから、偏見をもった調査はするな。

議長——松下だけでなく、松下に関連する大学内外の教官、学生も調査するのだ。(編集者註——もちろん、このような調査などは行なわれなかった。短期間に松下についてのみ調査のフリをして報告するつもりであったから当然であるが。) 調査方法や期間は委員会ができてから委員会として決める。人数は五、十人。

桂——委員の氏名は教授会メンバーにも秘密にすべきである。鈴木、八重島——反対。

桂——殺せ、というラクガキがあった。教授会の秘密が外部にもれている。(編集者註——改革案では、教授会審議は公開するという決定をしていた) そんな人の人間性を疑う。同席したくない。

議長——調査委員の人命を尊重したい。委員の氏名は、ある時期まで秘密にしたい。(編集者註——現在まで公表されていない。これをよむあなたの生計的努力がない限り、これからも永続的に闇にとざされているだろう。氏名のみならず、膨大な闘争圧殺の資料群、それを支える関係性と共にならぬ。)

西村(社会学)——秘密は保てるのか。

議長——委員を私から委嘱すれば、他の人には判らない。

西村——辞退できるのか。私は委嘱されてもひきうけない。

風呂本——こうなったら委嘱しかないではないか。他に方法があるか。(編集者註——松下と高校時代の同級生である。)

桂——風呂本と同意見。

村井(ロシア語)——議事の進行が早すぎて考えをまとめられない。

## 一九七〇年四月八日

(教養部会議室、午後四時半～五時半)

議長——さきほど教授会粉砕を叫ぶ学生のすわりこみで約四〇名が逮捕された。教授会の開催時間がおくれ残念である。

○——学内で多数の逮捕者が出たことについては、どう思うか。

議長——学内は治外法権ではないから、警察が入っても当然である。

○——警察をよんだのは大学当局ではないか。

議長——公務員の義務である。この論議はうち切る。運営委員会からの提案で、今まで認めてきた助手のオブザーバーとしての出席を禁止したい。(編集者註——助手の人たちには、教授会開催以前に、すでに出席を拒否する通知が出されていた。)

○——理由は?

○——異議なし。

議長——多数の了承により、出席を禁止します。前回の教授会で承認された調査委員会の報告をおこなう。「松下講師の行動」年表にもとづき、口頭で報告する。

○——無責任であり、論議できない。

○——広報などで周知のことではないか。

議長——一応、配布するが、教授会終了時に回収する。次回までに編集者さらに項目別に分けて報告する。

(註——前記の年表は一九六九年二月二日の「情況への発言」から一九七〇年四月二日の「B一〇九再占拠」にわたるもので、参考資料として八十の文書が上げられている。広報が最も多く、新聞や雑

調査委員会の性格を明らかにすれば、危険はへるのではないか。

議長——採決したい。

讃岐田——湯浅議長の独裁ではないか!

議長——(こたえずに)採決します!

調査委員の選任を議長が委嘱することに関して

賛成 五四

反対 一〇

白紙 八

無効 一

堀江——讃岐田氏にきくが、教授会は非公開であることを知っているか。今年の一月一四日の、成績評価に関する教授会の内容がテープにとられ、のちにプリントされている(編集者註——松下の全員A〇V点をふくむ一律評価教官たちの方法を教授会が認めたことを示す重要な資料であり、公開しマスプリ可能である。)がこれについて責任を感じるか。これからしないと約束するまで出席は評議員としての私は認めない。

讃岐田——一方的設問には、こたえられない。また、一月一四日の教授会が非公開であることは知らないし、学生たちも傍聴していたのが事実である。(編集者註——次回四月八日の教授会開催の直前に、教養部長事務取扱から讃岐田氏へ教授会への出席を停止する通知がなされ、七〇年代を横断して行く。)

誌の記事、手紙、ビラ、タテカン、現場確認の報告書などを含む。なお、報告者は、「松下のビラは一読難解、再読不快」と感想をもらしていたとのことである。年表をふくむ報告書は入手しているので公開可能。)

## 一九七〇年四月一五日

(教養部会議室、午前十時～午後十時)

議長——本日は授業を全面的に中止し、学生の構内立入を禁止しているから、安心して審議してほしい。

○——四月八日の執行部の対応は警察との一体化という印象を学内に与えている。

○——今回、神戸大学のとった措置について誤りはない。

議長——松下講師問題調査委員会報告書を配布するが、報告終了時に必ず返してほしい。外へもれると大変なことになる。(編集者註——七ページのもので、第一部が報告書作成の経過で、第二部は事実の概要として、A 職務放棄 B 妨害行為 C 学舎の汚損と分類され、後の評議会段階の審査説明書の原型である。) ただちに結論を出したい。

○——いますぐ審議できない。一般に、人事については、報告と審議は別の日にやるのが慣例ではないか。

○——慣例よりも、我々の人命が重要だ。

(多数の発言で議事が数回中断)  
議長——この報告書を審議の対象とすかどうかについて採決をとりたい。



認める 八六

認めない 三

白票 一〇

議長——では処分の材料として審議をすすめる。

〇——いままさぐ審議するという意味は採決前には確認されていなかった。私はこの報告が検討に値いするかどうかを今後、審議するという意味で、認めると投票したのだ。まして、処分の材料として扱うのは、調査委員会結成の趣旨に反するのではないか。

〇——調査委員会は、この二週間、昼も夜も報告書の作成にかかわり（編集者註——それだけでなく、連日、警察署や検察庁に出かけて、四月十一日に釈放された松下らの行動を数カ月前にさかのぼって供述し、身柄を再度拘束してほしいと要請していた。）も倒れそうな位だ。この苦勞が判っているのか。

〇——報告書に対して松下は反論する機会がない。松下の人権はどうなるのか。

〇——もう判りきったことを反論する必要などない。処分は評議会がやるもので、教授会ではない。ともかく、大学改革のためにはかれがいては困るのだ。

議長——報告書にもとづき松下は懲戒処分には値いする、という原案について意見分布をとりたい。これは、ほんのアンケートで決定ではない。

賛成 六七

反対 一二

白票 一七

議長——処分の程度について意見分布をとりたい。これも参考にす

るのみ。松下には、依願免職の道も残し、退職金や次の職のことも考えている。

戒告 一〇

減給 三

停職 一〇

免職 五五

白票 一八

（後註——教授会審議メモを、はじめから、もう一度よみかえしていただきたい。これほどひどい独裁と屈服は、ファシズムと戦争への突入に、かろうじて似た例を見出しうるだけである。いや、大学闘争においては、それ以上に、自治や自由や改革をタテ前としてかけ、最終決定には責任がないとだめすかしつつ、巧妙な形式論理の飛躍で、闘争の本質を庄殺して行くことが試みられている点において、これまで人間が経験しなかったような深淵をかいまみせている。これを単に批判するだけでなく、深淵そのものの出現の根拠をこそ撃って行くこと、に人間の未来は、かろうじて道を見出しうるであろう。）

さて、叙述の位相でいうと、27ページからここまででは一九八〇年九月一九日の公判記録の序に包括されている。しかし、それ自体がすでに公判自体の内容であり、かつ、それを越えるn次の審理を重層させつつ、私たちの総体へ参加を迫っていることも明らかである。あなたの参加の方向性を必ず提起していただくことを前提として、九月一九日当日の記録を記して行く。

証言開始までに被告人は讃岐田氏とn回の（自主ゼミ）をおこなう、証言がもつ意味、七十年代性の位相を相互に確認していた。証言内容についても、すでに讃岐田氏が、八七・一二V全学集会紛争、闘争、七・五・一二入管闘争、研究室公判、森川公判、さらに公害裁判で証言してきた成果を応用して行く準備がすすめられていた。但し、証言を真に（自主ゼミ）水準で展開するのは、いくつかの困難があり、まず、その外部的条件の突破のために、次の文書が開廷直後に左陪席交代による手続更新に際して提出された。

讃岐田証言の開始に先立って

裁判所に要求したい条件

\* 井沢証人の採用決定

理由

一、〔…〕井沢証人を留保のまま、讃岐田証言を開始した場合、その証言が教養部教授会の審議内容及ぶために〔…〕強い圧力がかかる。

二、もし井沢証人の採用が決定されれば、同証人は松下処分に反対した経歴と、現教養部長である位置から、前項の圧力を少くし、証人の自由で正確な証言を可能にしうる。

三、とりわけ被告人側から提出予定の「教授会の審議に関する、ある教授会メンバーのメモ」について、讃岐田証人は、その正確性、審理への必要性を十分証言しうると予想されるが、前記一項の条件が解決されないと、極めて大きい不安と動揺にさらされる。

四、なお、讃岐田証人は、これまでの、いくつかの神戸大闘争にかかわる公判で証言したが、そのたびに国家公務員法第一〇〇条

（秘密を守る義務）をタテに大学当局（この頃は井沢証人は教養部長ではない。）から陰に陽に圧力をうけてきた。今回、井沢証人の採用が決定されるならば、前記第一〇〇条②（所轄庁の長の許可）が実質的にも法的にもみたされることになる。

五、以上のべたように、井沢証人の採用決定後に讃岐田証言が可能となることを強調する。

一九八〇年九月一九日

神戸地方裁判所第三刑事部 御中

松下昇 ㊦

裁判長は「讃岐田証言後に検討する」と、全くの無理解りをさらけ出し、被告人からの激しい批判で、「証言過程の一つ一つの段階で検討する」と約束せざるをえなくなった。これで「教授会の審議に関するメモ」を四・八事件の証言に提出し応用することが可能になったかに思われた。しかし、この時、検察官が「讃岐田証言は十二・三に限ってのみ採用されていたはずである」と、裁判所と法廷外のうち合せをおわせるニュアンスで発言し、弁護人は抗議したが、裁判長のどうかつ（いやなら、採用をとり消す）により、弁護人は、やむをえず、まず十二・三に関して、被告人から質問するとのべた。

被告人（松下）は、前記の「教授会の審議に関するメモ」を今後の公判過程に必ず出現させようと決心しつつ、十二・三という八V個の公訴事実限定された証言範囲を突破するために

a、十二・三に関して松下と共に起訴されたが、讃岐田証言を有力な根拠として無罪判決（S・五〇・十・二七）をうけた森川

佳津子と被告人が、つねに同八一V行動をとっていたことの証言。

β、主としてS・四七・二・一五とS・四五・四・八の公訴事実を粉砕するために、松下気付(自主ゼミ)実行委員会が撮影した写真十枚の提出。

γ、証人が十二・三をはみ出して証言しうることを、しなければならぬことについての主観的でない、関係性からの立証。の、それぞれの展開をめざした。

αを媒介して十二・三には被告人が、いつ共謀し、どこから現場に出現したか、だれにも(権力にも)判っていない、会議室に入ったとしても閉会宣言後であるため、森川佳津子と同様に威力業務妨害罪など無関係であり、森川佳津子の存在性が今も息づいて共闘していることが立証された。さらに同一事件で起訴されている島岡(旧姓・橋本)、白川(旧姓・榎木)についての判決作成を大幅におくらせる動揺を裁判所に与えつつある。

βの写真については、検察側が、「自主ゼミ」実行委員会という撮影主体にこだわり、七・八表現の「仮装被告(団)」に対してと同様に削除を要求し、これが認められないと同意しない、と主張したが、被告人から「すでに七八・六・二六の公判で「く」の字形の事件について(自主ゼミ)実行委員会を撮影主体とする写真八枚を提出し、同意されている。この写真を検察側証人にみせて証言させたことをふくめて全部不同意するのならば、はじめからやりなおしてもよい」と反論すると、グッとつまって、「今後、提出されるものについて、削除しない場合は同意しない」と後退した。なお、主

として二・一五や四・八の事件の立証に撮影した写真を、なぜ十二・三の事件の立証に応用しうるかといえ、それらの事件、教養部構内の近接した、殆んど同八一Vの空間性の中で生起しているからである。この写真群によって、讃岐田証言の正確さと他の日付の事件へのひろがりや決定的になった。

γは被告人から裁判長への次の質問に、もっともよく象徴されている。「裁判長から証人に対して十二・三に関連する他の公訴事実の何個について証言しうるか質問して下さい。」今まで裁判長席でへ傍聴Vするばかりであった裁判長は、とっさのことで何も発語できず、秘密取引による証言範囲限定作戦が解体することを怖れた検察官は、いそいで立ち上って、「そういう質問は今までできたことがない。答える必要はない」と八証言Vを制止した。裁判官三名もやっと我に帰り、ごく表面的な補足質問を証人におこなって、「これで終わりますから帰ってけっこうです。」とのべた。弁護士から、まだ質問をしないで、十二・三以外の事件については、まだ何も証言していないにもかかわらず、である。これについては、弁護士から異議をふくむ尋問再開申立をおこないつつある。

裁判長は年内の結審をねらい、被告人側申請証人のうち、坂本、竹中の二名のみを、しかも、立証趣旨の範囲を大幅に削除した上で認めるという決定を出して閉廷した。仮装被告(団)「自主ゼミ」実行委員会は権力の対応ぶりが問題の巨大さに比して、どれほど卑小であるかということへの絶句を越えて、そのはるかな隔絶の総体と対峙し、法的審理の限界と根拠をゆるがし打倒して行く準備をすすめている。

## II. 〔無〕数の 〔一〕公判

### 過程の 〔一〕部

#### \* 〔一〕岡山 〔一〕地裁

岡山地裁における(卯)裁判過程と交差する(一〇三公判)と(一〇三公判)での(非)存在闘争への報復として、(RB三〇二)の、今回は(RB)公判の特性の一部をまず提起しておきたい。

岡山大学は一九七三年五月八日付で坂本守信氏の懲戒免職処分を発表した後、坂本氏が人事院審理を求めて七〇一七一年審理の代理人を乞食巡礼していた時期である同年十一月三十日に、岡山大学宿舍RB三〇二明渡し訴訟を起した。

第一回公判は一九七四年二月一日であったが、前夜に坂本氏は(一〇三公判)での(非)存在闘争への報復として、(RB三〇二)の前を松下と歩いているところを勾引され、以後四・一二判決強行の日まで長期勾留される。このn重に困難な時期に権力は実質審理なしに判決を出し、坂本氏と家族を、生活/存在領域をふくむ(大)学闘争の最後のバリエードから排除しようとはかかったけれども、判決予定日は忌避によって虚数化した。

さらに一九七五年二月一日付で、(卯)裁判を媒介に(一)公判の弁護士になりつつあった河原昭文氏を訴訟代理人として、宿舍

明渡請求の根拠を粉砕するための「懲戒処分取消請求」が提起された。(五月三日の会通信第一八号一六一―一八ページ参照)これによって(RB)公判のバリエード性は、その永続化へ確実なn歩を踏み出したのである。なお、このときに事件番号が昭和五〇年(行ウ)第一号となり、被告と原告が入れかわったことの意味は重要である。

その後、通信に掲載されているものは、第十九号の昭和五〇年七月一日付準備書面、第二十一号の昭和五一年二月三日付準備書面にすぎず第二十三号での坂本氏から通信編集担当者への提起をさいごに、資料は不可視化した。この提起は編集主体が資料を掲載しうる条件の構築を要請するものであり、表現過程論からもその対象化作業が私たち全てに必要である。この要請が時の楔通信出現の契機の一つになっていることは、べておきたい。多くの条件から十分な展開は、まだまだ困難であるにしても、私たちはこの作業を永続化して行くつもりである。

さて(RB)公判は、その後、一九七六年九月二一日の坂本氏の交通事故による翌年五月二日までの入院によって宙吊りになった期間をふくめて着実に処分のありえなさを開示し続け、一九七八年二月一日に(一〇三公判)(刑八事V公判)が上告棄却決定によって法の領域の外へはみ出した後も、〔一〕岡山 〔一〕におけるn八事V審理の総体をひきうける基軸として存在してきている。一九八〇年五月二八日付で岡山大学評議会、処分調査委員会、教官会議のメンバー、職員、学生や徳島大、新潟大、静岡大、神戸大の共闘者一〇一名が証人申請され、これから証言を開始する段階にある。

## \*△徳島△地裁

△徳島△地裁の公判過程は、たとえ眼をこらしてみつめようとしても、みようとすると主体の△十△年性の把握度によって全く異なったヴィジョンで視界を駆け抜けるだけである。△眼△が、そのまま無事に機能し続けるかどうかは保障の限りではない。そのためもあってか、私たちの多くが、徳島地裁の△マ群に根底的にとりくみ、対象化しようとする作業から遠ざかった。時の楔通信は、共通の△マ群とはたえずとりくんできたとはいえ、具体的作業が決定的におくれていることを自己批判しつつ、今後一歩一歩すすんで行くであろう。

全く予備知識のない人が、この通信の前史過程にある「五月三日の会通信」にふれたとして、まず手がかりにしてほしいのは第十五号十五ページに掲載されている昭和四十七年三月十五日付の浜本多恵子からの在学期間延長願（保証人△山本光代）である。同号十九ページまで、第十六号十六△三七ページまでの展開以降の全過程を把握しなければならぬが、法的文書の見方は（古本△市をふくむ△自主ゼミ）でおこなっていただきつつ必要に応じて掲載して行くとして、いまのべておきたいのは次のことである。

はじめの契機が△一△年の在学期間延長願に△すぎない△問題を△十△年をかけて裁判で争う意味は何か？この疑問だけでも、正常化された感覚の所有者ならば笑って立ち去るかもしれない。ところが、この背理に似た問題は、それ自体としてだけでなく、その展開

過程で、大学闘争の最深部の△マに迫りうることを立証してきたのである。

保証人△山本光代の位置が浜本△消滅△処分を引きよせた経過の立証には、今井勝行（当時、徳島大医学部助手として大学を批判し、現在、島根医科大学助教授）の証言（一九七八・八・四と十二・一一岡山地裁△）が必要となった。とりわけ△性△を媒介する自己史の△が△処分△の構造を支えてしまっていることを明らかにするため。そして原告の自己史の内視的目撃者としての△杉井△、（杉井△）の同時的証言も不可欠であることが開示されてきた。同時に、裁判所の怖れも極限をこえた。忌避やボールペンの洗礼を無視しても一九八〇・二・二九に判決を強行したことがそれを立証している。これらの過程は、（△）公判総体との深いかわり生じ、仮装性の垂直交差を開示し未踏の領域を切り拓いている。その詳細を今は記述する余裕はないが、はじめの契機から想像を絶するほどの巡礼をへて何かを包圍△解体しつつある試みがここに存在することと控訴の日付の不確定化は松江における二人の女性の長期勾留の結果であることを記しておく。

時の楔通信第八△一△号一六△一七七ページなどでふれた△山本光代△の刑事公判の現在、かつて徳島大古本市で山本、浜本と共に逮捕された△三△人の△一△人である森（旧姓、中野）弘子の宙吊られた（訴訟取下）民事訴訟の意味についても、今後、それぞれの当事者の対象化作業を要請しつつ掲載△応用して行きたい。

## \*△松江△地裁

一九八〇年四月十七日に、前記の今井証人との（自主ゼミ）を続行しようとする二人の女性が逮捕された。四月二十九日付起訴状では公訴事実として、

「被告人浜本多恵子、同片山恵子こと鈴木そのは、共謀のうえ、昭和五五年四月一七日午後一時三九分ころ島根県出雲市天神町二三番地島根医科大学宿舍五号棟三〇四号室の今井勝行方玄関付近において、同人に対し、こもも同人の腕を掴んで引張り、同人めがけて生卵計二個を投げつけて同人の顔面及び右肩に各命中させ、更に室内へ入ろうとする同人の両腕を掴んで引きずるなどし、もって数人共同して暴行を加えたものである。」とされている。勾留後、今井の告訴状により時間を逆行して作成された五月一二日付起訴状の公訴事実は、

「被告人浜本多恵子、同鈴木そのは、共謀のうえ

第一 昭和五五年三月一三日午前一〇時ころ、島根県出雲市塩冶町八九の一番地島根医科大学基礎研究棟三階第二生化学助教今井

勝行の研究室において、同人に対し、こもも、同人めがけて生卵計一六個を投げつけてその身体各部に命中させ、同人の研究資料（動物実験等データ一三枚）を破り捨てるなどし、もって数人共同して暴行を加え、かつ器物を損壊し

第二 同日午後五時ころ、同研究室前廊下において、前記今井勝行に対し、こもも、同人めがけて生卵計三個を投げつけて、同人の顔面、胸部に各命中させ、もって数人共同して暴行を加えたものである。」となっている。罪名は全ての行為について、暴力行為等処罰に関する法律違反。

法的な常識に慣らされている人には△大したことはない△ようにみえるこの事件には、巨大な意味がふくまれている。その一部を断片的に列挙してみると……

くりかえされる勾留取消請求、保釈請求、審問請求、準抗告、即時抗告、特別抗告その他、全ての申立は全て△却下△△棄却△△され、裁判以前の水準で実刑が先行している。逮捕時の負傷の治療を放置したまま。

前項の△徳島△地裁における今井証言のギマン性追求が△松江△地裁の今井証人への威迫をおこなうであろうという予断の根拠とされ、地裁の枠、法的言語の枠が（自主ゼミ）性と逆方向で横断されている。

勾留の根拠は、被告人と、それを支える（自主ゼミ）実行委員会の徹底的な△法△水準をふくむ闘争（大学闘争△裁判闘争の△十△年間の方法がもう一度、深く問いなおされ、応用されてきている）に対する憎悪によって増幅されている。

表現に対する検閲、禁止の激しさ。六月二五日付の被拘束者の手

紙では、刑務所が、……や、(一)や、タンポポの綿毛の舞う記述を一種の暗号とみなして禁止したことが伝えられている。なお表現としての被告人という位相からは、被告人が一名でなく二名であること、(片山恵子)性を媒介に追求の方法が宇宙的ひろがりて創出されていることの把握が決定的に必要である。

被拘束者の一人は、単位制や障害児問題の追求のために教員試験をうけるという要求を実現し、愛知県のパールで水泳の実技テストをうける仮装で身体をきたえたり、ピアノ練習を岡山の小学校の共闘者とおこなって刑務所の壁を一時的に無化した。

この事件の構造は、女性加害者にされている点で南山大七一・六・一六学長監禁事件と、宿舎や研究室が現場とされている点で( RB )公判や(研究室)公判(刑事事件をふくむ)と共通するところがある。

より深い関係性からいうと、大学闘争の極限的展開過程において、共同幻想の(敵)のみならず、あらゆる幻想領域総体の(敵)がかくしている(闇)に光をあて対象化し転倒をおしすすめることの(革命)性を開示している。

この方向は七九年四月勾留を媒介するテーマの背後にも渦巻き続けており、(神戸)地裁の上原公判とも密接にかかわってくる。その際かかっての共闘者が(一)表現の提起にこたえなくなるとき、極めて抑圧的存在に転化することの指摘と転倒が不可欠であることを付記したい。

前記の(共闘者)というとき、だれか特定の個体をさしているのではなく、(私)や(あなた)の内部をも横断している存在の様式、そのあやうさをさしている。だれもが今回の無限勾留に加担してい

るといふ意味の把握が何よりも重要である。

かつて大学闘争のある場面で同じ側にいたというだけでは決して解決できない困難なテーマが、相互に、そして自らの内部にあり、家や職場や生存の根拠が苛酷に問われる(松江)地裁の無限勾留をどのようにとらえるかに、(私)たちの(八十)年性の基軸が試されている。十一月十日に、かろうじて二人の保釈が実現されたが無限勾留の根拠を解体するたかいは始まったばかりである。

## \* (名古屋)地裁

時の楔通信第(一)号の「(名古屋)地裁の(一)公判を媒介するテーマ群」の項目には、一九七九・七・六の判決文(被告人・竹中千恵子)や、関連する複数の起訴状や他の被告人についての判決文を掲載しなかったのは、本質的に七・六判決があり得ないという情念からであった。(七・六)を転倒して行く作業の中で出会った人へは、よろこんで開示して行きたい。

一審判決の本質的宙吊りは、控訴審開始の条件の基底に(七・六)回避以降の全テーマ審理をおくことを必然化した。(一九七九・十二・二四)付の控訴趣意……をふくむ(一)申立(書)は、時の楔通信第(一)号を併合提出しつつ、このことを明確に宣言している。最高裁は前記の回避に関して最終的な決定を出していないため、控訴審は本当には開始されていないのであるが、法的な日付を媒介して次の審理が進行している。

一九八〇年二月一日(第一回)

被告人の控訴趣意は河原弁護人の十二・一九付文書と同趣旨であり、それにふくまれる(従って審理しない)という方向で理解しようとして裁判所は努力したが、被告人の努力により調書の記載を次回公判で訂正させた。但し、検察官、島山 惇は二月一三日付の答弁書で弁護人の控訴趣意に対してのみ、拙劣な反論をしているのみであり、被告人の提起とはるかな隔絶を示したままである。

一九八〇年四月九日(第二回)

この日にも被告人から時の楔通信第(一)号をふくむ控訴趣意に対して答弁書を提出を要求する文書を提出したが、検察官は口頭で「論旨は理由がなく控訴棄却の裁判が相当である」とのみのべた。その背後にある権力総体から、前記と逆の(一)行を引き出すまで私たちの闘争は永続するであろう。

証拠に関しては弁護人から南山大学の文書提出命令申立(機動隊導入や処分過程に関するもの)や記録取寄の申立(金 貞伊の記録や大阪高裁(研究室)公判の森川証言速記録)をおこない、証人として、上原孝仁、浜本多恵子、山本光代、川合吉雄、矢野正俊、山本 聖、松下 昇(さらに被告人から山本美恵、福島啓氏、杉井順子を補充)を申請した。裁判長は上原孝仁(次回同行)と山本光代(公判調書では山本美恵)を採用して閉廷した。

一九八〇年六月二三日(第三回公判)が予定されていたが、被告人の原案にもとづき弁護人から六月一七日付で公判期日変更申請書が提出された。理由として(要旨)

一、次女が早産で回復がおくれている上、三女の出産予定日が八月一五日である。

二、上原証人を被告人とする神戸地裁八・一九公判の経過をふまえて証言をおこなう必要がある。

三、河合、広川の一審記録を取寄せ検討したい。

この申請により、直前に公判期日は変更されたが、この変更を時問的かつ本質的にうけとる条件のない上原証人は名古屋高裁に出かけ、弁護人あてに不満のハガキを送った。このネジレには主としてかれが克服すべき重大なテーマがふくまれているので関連箇所(43ページ)を参照されたい。

一九八〇年十月二九日(第三回)の上原証言は十月二二日の神戸地裁(被告人・上原)の経過からみて本質的に成立不可能であり、上原証人に対して被告人・竹中から証言期日延期申請プランが提起された。証人がこの提起にこたえず不出頭したまま開廷され、被告人側は、これまでの問題点を明確にしつつ、記録閲覧を媒介に、法廷を書記官室へ拡大した。

なお、河合、広川二人の控訴審は、それぞれ国選弁護人の選任をめぐり公判が開かれず、一九八〇年九月二二日(河合)、九月二九日(広川)の第一回公判は、各被告人の不出頭のまま終わったことが(自主ゼミ)参加者によって確認されている。かれら被告人は、本当に不出頭しうる根拠を創出しえているか、という深い疑問を与えつつ。

## \*△東京▽地裁

東京地裁、昭和五五年行ウ第一五号(原告〓松下昇、被告〓人事院と国)の公判は、三月二日、五月九日、六月二七日の冒頭手続の後、九月九日から元・人事院公平委員長の証言に入った。この公判が出現するまでの十年間の意味については、通信第八〇▽号三五―三六ページと大学教員救援連絡会(東京都台東区上野公園十八―八、グリーンパークマンション五一〇、AURA設計工房内)の「救援通信」一四号(一九八〇・八・一五)に松下が記している「あらたな闘争の展望について」を参照されたい。

さらに、いくつかの問題点を補充すると、一九七一年七月の人事院審理の宙吊りと、現在おこなっている審理再開請求のはるかな時間の中で問われているのは、「本当に審理されるべきものは何か?」という問い自体である。

一九七一年段階では、人事審理のとらえ方のズレ、というより位置の決定的落差から、さまざまの異和や混乱が噴出した。五月三日の会通信第八号の折原氏の提起、同第九、十号の関連表現だけを一読しても、問題の巨大さは判るし、折原氏らと逆の方向から反撓した学生存在や、さらに荻原氏や滝沢氏のその後の十年をふくめて考えると、人事院審理は刑事裁判や民事裁判と並んで、あるいはそれ以上に重要な(一)(公判)過程であるという思いを禁じ得ない。

私たち、とくに松下は当時、文書や口頭の批判に対して同じ水準で対応しなかった。しようと思えばいくらでもできたし、その準備

も膨大なメモとして残っている。しかし、どうしても反批判する気

にならず、沈黙のまま、相手にはおそらく視えない何かと格闘し続けてきた。多くの人が去り、また訪れた。神戸大に続いて徳島大、岡山大、新潟大の処分が生じ、それは人事院審理とその宙吊りの重要性を加重したが、私たちには、その重要性が、たんに被処分者の増加というだけでなく、闘争や処分とは一見かわらない面をふくめて、審問的状況の一媒介項として位置していることから来ているという気がする。

ともあれ、私たちは今や、沈黙において十分たたかいうるのみならず、あらゆる表現によっても反論し提起をしうる段階に到達した。今後さまざまの場、とりわけ、この通信と法廷でそれをやってみよう。

人事院審理にかかわった人の一人一人の変化は、時に怖ろしいほど(自主ゼミ)性にみちている。一例を上げると、九月九日、東京地裁の法廷の前で松下が待っている、老書記官かと思まちはるほどやつれた元・公平委員長の足立忠三氏が現われて、松下にあいさつし、自分は数年前に(何かの失敗で?)人事院をやめ、小さい公団につとめているが、あなたの方の正しさが次第に判り、生涯忘れられない印象を残している、とのべ、証言でも検察官の松下〓狂人説に反論して、仮装原告(団)としてふるまった。

## \*△神戸▽地裁

松下に関する(一)公判と平行して刑事三部でおこなわれている公判のいくつかを把握しておく。

④・六九・七・一二全学集会紛争公判(被告人〓筒井、藤原)

通信第八一▽号六五―六六ページで記したような段階で、裁判所は早急に被告人質問と結審を迫っていた。しかし被告人はその後一年間にわたって被告人質問の前提条件を、あらゆる角度と可能性追求の視点から実現させようとした。起訴と不起訴の根拠を検察官に求釈明させる努力(確定判決の転倒)。公訴事実の時間帯が被告人の逮捕以後をふくむことの矛盾をテコにしての公訴のギマン性の開示(検察官の釈明の逆用)。子どもの病気の看病と入院のため不出頭した(二・一九)ことに対する保釈取消ドウカツ(三・四)への反撃(三・一四)。松下に関する神戸大学からの文書提出の応用(併合申請(五・六))。その却下後、松下の特別弁護人(証人申請(五・六)六・一七)。作成したレジュメを基礎として提出しないまま口頭で意見陳述を継続し、正確に記録させる要求(八・一九をふくむ数回)。被告人相互質問の重層的展開(九・一六)。

これらにふくむ裁判闘争や、その契機をなす大学闘争は、たんに戦術的に展開されたのではなく、いわば生き物を育て、観察する時の手ざわりと持続的(△愛▽)によって展開されたということを私たちは、ある感嘆の念をもって報告しておきたい。一年をこえる(△被告〓人質問▽)のあと、検察官は、やっとな九・一六に(一年前に準備して

いた)論告と求刑(六月)をおこない、十・二一の被告人最終意見陳述によって結審し、判決が十二・一九に予定されているが、八七・一二▽公判の独特なたたかひの軌跡は、これからの八十七年にも大きい影響を与えるであろう。主要記録は全て(古本)市で回覧可能。

β・松下と公訴事実を共有している四人の公判(被告人〓島岡、白川、松木、今田)

それぞれの被告人質問と最終意見陳述が順番に、一九七九・十一一八におこなわれたが、自分の順番でない時は不出頭する傾向が目立った。被告人らの八十七年のとらえ方は、大学闘争(裁判闘争)どこか虚しさを感じている点でそれぞれ印象的であるが、特に松木被告人が三・一八に数分間で終った最終意見陳述に、西行の歌「吹く風の 行方しらすものならば 花と散るにも おくれざらまし」

を引用していたことを引用して置く。

検察官の求刑は、どのような判断にもとづくのか判らないが、島岡〓橋本は八月、白川〓榎木が六月、今田と松木が各四月であった。夏に予定されていた判決は十一・十一に延期されたが、これは松下が共通の公訴事実に関して根底的な反批判を展開していることと深くかわっており、六九・十二・三についての無罪判決によりそれが立証された。

γ・(前)共同被告人(上原)の公判

一九八〇年一月二日と三月一四日の公判調査には、「法廷の秩

序維持に関する処分」についての記述があり、倉沢証人（上原がこれまでの検察側証人をそのまゝ被告側証人として申請したうち一人だけ採用された）へ尋問する被告人への（一卵）による（妨害）が裁判所によって排除され、法的被告人によって追認されたことが判る。仮装被告（団）は、より本質的な証人申請をおこなうべきだとする意志表示の文書を二・一八名古屋高裁、二・二九徳島地裁を巡礼させつつ三・一四にも被告人にとどけようとしたが裁判所や法的被告人によって宙吊られ続けた。なお、前記の退延させられた二名の女性は、三・一三松江での（自主ゼミ）の帰途に神戸地裁に出廷し、三・一四退廷後の関係性が持続する四・一七松江で逮捕され無限勾留をうけているという意味をはっきりとらえておかなければならない。

五月二日には法的被告人の存在しない法廷で出雲署留置場からの「ギトセラレルモノハナニカ」で始まる身柄引受人の電文や、仮装被告（団）からの証拠請求が審理された。

六月六日には、六月二四日の名古屋高裁（上原証言予定）の控訴審との連続し共通性を告げるために被告人・竹中が出廷した。上原は特別弁護人や公判期日などに関する裁判所の却下決定について忌避し異議し即時抗告しをくりかえした。これらの全文を検討すれば明らかであるが、この法的対応には、かつてのかれの良質の論理性が、まだ息づいてはいるものの、その力量は（一）公判の本質的展開から遠ざかるために用いられていることに暗喩たらざるをえない。六月二四日に又も上原は不出頭したので検察官は保釈取消請求を出した。（自主ゼミ）經由の弁護人からの六・二五上申書により保釈取消決定は阻止されたというものの、自らの対自的位置に無自

覚な被告人の錯誤は持続している。

八月十九日の公判までに上原が特別弁護人を元神戸大学生に（だけ）依頼しているのを批判しつつ、仮装被告団のそれぞれが特別弁護人として出現するという意志表示をおこなったが、被告人と裁判所は拒否した。これに対して反撃しようとする仮装被告団の耳に、意外にも「次回に山本美恵、矢野正俊、竹中千恵子を証人として採用し、鈴木その、浜本多恵子、永里繁行、中尾麻里子は却下する。」という裁判長の声がきこえた。よく考えると、この三証人の採用は、八・一四付で松下の申請する証人を採用させた努力の時差的重層的成果であるともいえる。

十月二日の公判に山本証人は不出頭したが、法廷に「いくつもの宙吊りテーマ群のむこうへ私たちがたどりつく条件を相互につくり出せる瞬間に私は出廷します。このことを私に気付かせつつある松江刑務所の二人が私の証言開始の前提条件として、まず証言する必要がある。」という趣旨の電報がとどいた。被告人が不出頭のまま公判準備手続として矢野証言がおこなわれ、竹中証人は次回に被告人の在廷するところで証言をと主張して閉廷されたが、詳しい内容は次の号に掲載する。

なお、検察官はn回の上原の不出頭の根拠を止揚する方向と逆に機械的な報復措置として保釈取消請求をおこない、弁護人も自らの位置に不安と動揺をかんじてすぐに対処しきれない傾向があったので、松下をふくむ仮装被告（団）は（十・二三）付で（一上申書）を提出し、山本証人の採用と上原被告人の保釈をとり消さないように、（一）公判の総体性から強く要求した。この要求は、それ自体で特別弁護人へ存在の被告人の位置をひきうけていく作業の内実を形成している。

### Ⅲ. その他の

#### ～過程断片

#### \*時の楔通信への反応

この通信には（不）定価しがなく、出会う条件は第（一）号の（一）でも述べた通りである。ただし、（出会う）条件という時、入手したいという希望と逆方向の位相をふくむ関係性をも重要視してきた。裁判所への提出し応用がそうであるし、（前）共同被告人たちや（自主ゼミ）を拒否してきた人たちへの配布もそうである。これら総体からの反応は、いつでも公開しうるし、共同のテーマとして追求して行く重さにみちている。とりわけ、私たちの活動から離脱し、反撥し、自閉するものたちの過程が何に原因し、どのような止揚の方向を見出して行けるか、という痛苦な作業をテーマの中心におくつもりである。

#### \*〔古本〕市繁昌記

一九八〇年四月から七月まで、京大教養部A号館三階の（八）占拠中のゼロックス室で、毎週土曜日に（古本）市がおこなわれ、現在

も（不）定期に持続している。

この企画は、通常の古本市や、さまざまの大学で（特に正常化された大学祭や授業のあい間に）試みられている古本市の概念を打破し飛翔させ、（古本）の時間性、（市）の空間性を参加者と共に転倒するものであり、一九七二年の神戸大学における（八）焼闘争や一九七三年の徳島大における古本市などと連続している。

（販売）される（資料）としては、参加者が持ちこむ表現群を中心とし、その一部を上げると

（一）委員会（八）山賊（版）である

松下 昇「六甲・包囲」

（一〇）三出版による

松下 昇（発言）集（一九六九年以降の発言のうち活字化されたもの）の一部をまとめたもの

同志社大学・学術団論集・第八号

「未定あるいは遠い落書」（松下の一九七三年以来の同志社大EVE講演を媒介する表現をまとめたもの）

京大新聞九・一号（ハンブルク大学教授ブリークレープ氏のみた松下論の翻訳を掲載）

などがあり、時の楔通信各号はもちろんのこと、この号に収録しえなかった表現の原本や重要な（古物）の現物が集積しているので、ぜひきてみていただきたい。資料を入手するだけでなく、その把握、編集、刊行方法とその根拠をみつけた作業に共闘して下されば、この上ない幸いである。

（古本）市の活動は、大阪梁山泊の久住氏解雇問題や、単位制の中に逃避し続ける岡山大好並氏の京大集中講義をも対象化してきた。

## \*大学闘争開始十周年集会

一九六九年五月二十九日に東京・文京公会堂で約五千名を参加者とする「大学を告発する——全国大学教員の報告討論集会」があった。(報告者は天沢退二郎、安東次男、折原 浩、高橋和己、師岡佑行、野村 修、松下 昇)その後十年以上をへて、参加者とテーマが、どのように変化し深化しているかを自らに問いかけるためにも、十一年前の一九八〇年五月二十九日に東京お茶の水の全電通会館で「教育を巡る60-70-80集会」が開かれた。十一年前の参加者には連絡がつく限り提起をおこない、その後の新しい世代と闘争参加者にもよびかけたが、情況の困難さの反映もあって、可視的参加者は百数十名であった。しかし、被処分者(宮内康夫、東京理科大、河村隆二、関東学院大、小林忠太郎、日大、中村丈夫、長野大、松下 昇、神戸大)や全都助手共闘、日大全共闘などの密度の高い討論は翌五月三十日まで場所を移動しながら続いた。(録音テープは公開可能)

印象的なヴィジョンのいくつかを列挙すると、冒頭に主催者が日大闘争の記録映画を上映したところ、数名が退席したこと。これはおそらく闘争を深いところでくぐった人たちと想像され、私たちの表現過程にも重要な示唆を与えるであろう。

また、被処分者の宮内、河村、松下は、いずれも60安保闘争の下部大衆で、指導部の命令の下で首相官邸や国会構内に突入し、殆ん

ど同じ場所で権力の暴虐を身体にうけていたことも明らかになった。松下からは、いくらかの(自主ゼミ)的挑発をふくめて、「日大闘争や東大闘争など自分と関係ない」、「幼児や死者を媒介しないゲバルトは反革命」、「いま、ここに出席しえない入被拘束者」と共闘しえない参加の批判」という提起があり、激論が交わされたが、それぞれの人がこの提起のむこうへ出立しはじめる感触が、早朝の光の中にひろがって行った。

## \*学会を媒介する自主講座

日本独文学会の秋季研究発表会が一九八〇年十月六日と七日に神戸大学教養部で開かれるという知らせが(自主ゼミ)にとどき、いくつもの重層した準備の過程で会員有志十五名、元会員二名によるピラが二種配布された。(それぞれ配布の空間性の視点から、ここには、あえて掲載しなくておく。)

時の楔通信第八〇〇号三三七〜三八ページには一九七八年秋に京大でおこなわれた学会に対する提起が掲載されているので参照していただきたいが、重要な補足をすると、この提起は、たんに固有の学会に対してのみならず、「あなた」としての八学会は何か?という問いを含んでなされており、ある詩人、評論家のように、「学会などにかかわらず固有の表現の深化を」と忠告するのは誤りであるのみならず、大学闘争の関係をくぐって問いなおされている表現や機構への無理解を告白していることを示している。

京都の学会では、一陣の風のような提起を投げこんで「酒宴をふ

## 訂正

時の楔通信第八一〇号に、少くとも次の校正ミスがあるので訂正します。

三ページ下段左から九行目「勾留の」↓「の」をとる。

下段最後「個有名詞」↓「發送主体の固有名詞」

四ページ上段左から七行目「困難が」↓「困難な」

六ページ上段左から九行目「証言するしかないかは」↓「証言するかしかないかは」

下段左から三行目「(自主ゼミ)からの」↓「北川氏は(自主ゼミ)からの」

十二ページ右から三行目「右は」↓「左は」

右から七行目「とり消し、」の次に「」を入れる。

十四ページ上段右から七行目「獄」↓「獄」

下段左から二行目「保釈取消される」↓「保釈取消をする」

十五ページ上段右から四行目「全く」↓「全て」

上段左から四行目「四・四に」を左から二行目「名古屋拘置所へ」の前に入れる。

下段左から八行目「証據」↓「証拠」

十九ページ上段右から三行目「」を「…」とする。続く三カ所も同様。

くむシンポジウム」を八占拠中のゼロックス室Vでおこなったのみであったが、今回は、より具体的な活動を必要とした。というのも五月三日の会出现の契機となった一九七〇年五月三日の独文学会(東京)での処分問題討議の宙吊りが十年ぶりに松下の立入を禁止されている空間で解放されることが可能になり、松下の刑事、民事裁判の現場検証と自らのかわりの総括を全ての参加者がいや応なしにしいられたからである。

教室使用を拒否した神戸大学当局やドイツ語教官らのおびえを笑いつつ、自主講座が松下研究室と学生会館および、それを結ぶさまざまな場所でおこなわれ、その成果は松下研究室に集積している。

また自主講座参加者が自らの職場、教室で八正本ドイツ語の本Vを使用するプランが実現の方向へ動き出しており、自主講座の永続的展開を支えている。

二〇ページ上段右から七行目「註」の後に「一」を入れる。

上段左から五行目「草野敬子」↓「草野敏子」

二二ページ上段左から九行目「註」の後に「一」を入れる。

下段右から九行目「法延」↓「法廷」

二二ページ上段右から七行目「不可態」↓「不可能」

二三ページ下段左から六行目「被者人質問」↓「被告人質問」

二四ページ下段右から三行目「河合に返す」の後に「」を入れる。

二五ページ下段右から一行目「獄」↓「獄」

二八ページ下段右から七行目「恨底」↓「根底」

下段左から十行目「いるのではない」↓「いるのではない」

下段左から四行目「八七〇日間」↓「八四日間」

二九ページ下段右から三行目「行ない」の次の「。」を「、」にする。

三〇ページ上段右から四行目と④行目「地裁」↓「高裁」

下段左から一行目「書記官が」↓「書記官に」

三二ページ下段左から一行目「雲憾させる」↓「震憾させる」

三三ページ上段左から三行目「大法延」↓「大法廷」、「解決」↓

「解釈」

下段左から六行目「廉毫も」↓「廉は毫も」

三九ページ下段右から五行目「菅谷規矩雄」↓「菅谷規矩雄」

四〇ページ上段右から十一行目「ラディックス」の前に「」を入れる。

四二ページ上段右から十一行目「四ヵ月後である」の後に「。」を入れる。

四六ページ下段左から十一行目「二〇〇歩」↓「約二〇〇歩」

五〇ページ下段右から十行目「裁判書」↓「裁判所」

五八ページ上段左から八行目「井田陽子」↓「片田陽子」

六二ページ下段左から二〇三行目「勾留」おこないうる、「」の前後に「」をつけ、「」をとる。

六三ページ上段左から九行目「ほしい、」↓「ほしいと」

六五ページ上段左から五行目「表限群」↓「表現群」

下段左から六行目「松下と八分離」↓「古川、松下の

それぞれと八分離」

六七ページ下段右から十行目「梁山伯」↓「梁山泊」